

令和 7 年度版

(令和 6 年度実績)

# すぎなみの国保



令和 7 年 1 月

杉並区保健福祉部国保年金課



## 目 次

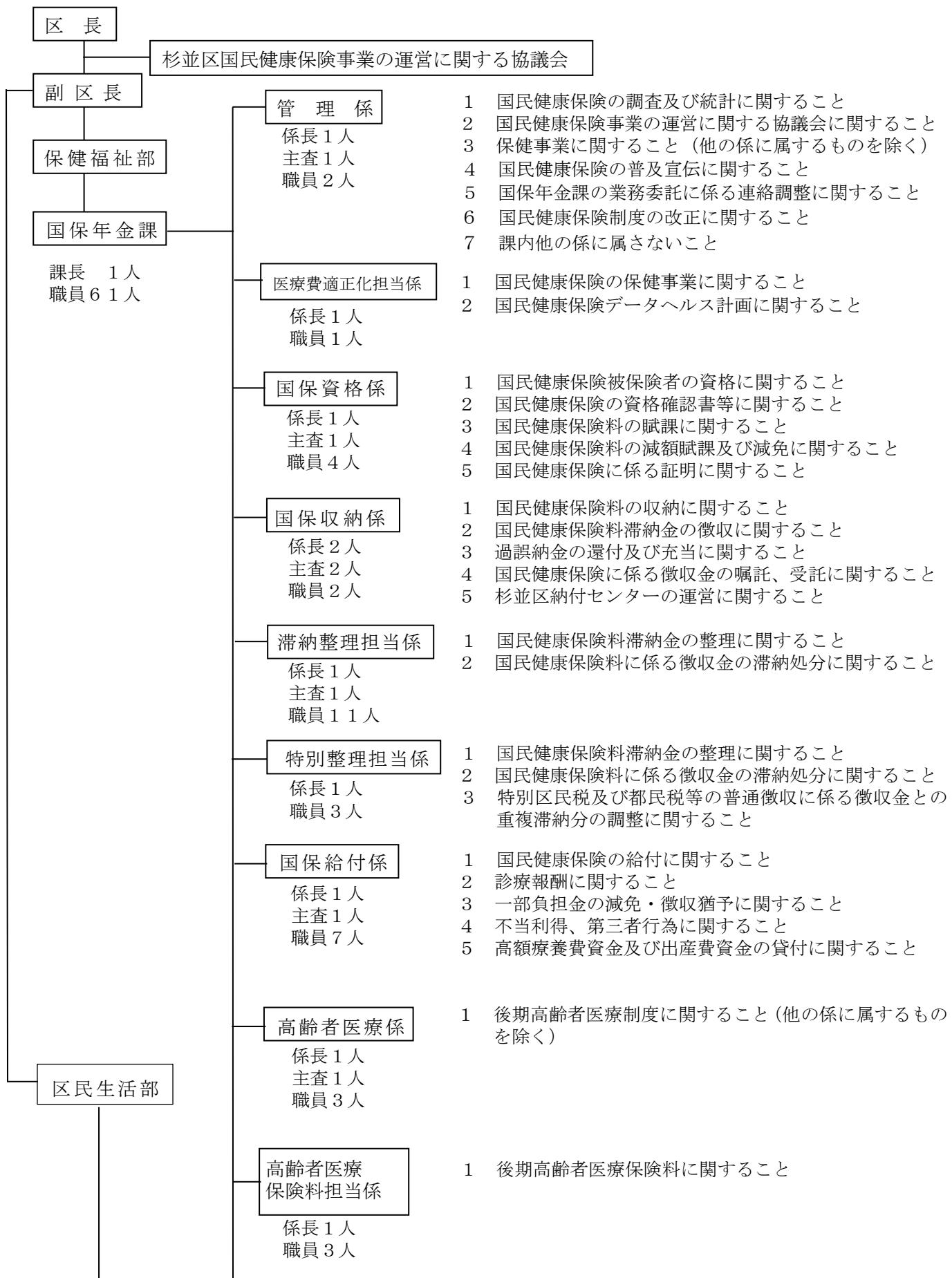
1. 事務機構	
(1) 事務分掌	1
(2) 係別職員数の状況	3
2. 運営協議会	
(1) 運営協議会	4
(2) 開催状況	4
(3) 委員名簿	5
3. 被保険者	
(1) 被保険者加入状況	6
(2) 年度平均被保険者数	7
(3) 年齢階層別被保険者	8
(4) 年齢階層別人口分布図	9
(5) 資格取得状況	10
(6) 資格喪失状況	10
(7) 外国人国民健康保険加入状況	11
(8) 70～74歳の被保険者の一部負担金割合	12
4. 保険給付	
(1) 療養給付費	13
(2) 療養費	15
(3) 移送費	16
(4) 高額療養費	17
(5) 高額介護合算療養費	19
(6) 出産育児一時金	20
(7) 葬祭費	20
(8) 結核・精神医療給付金	21
(9) 傷病手当金	21
(10) 不当利得収納状況	22
(11) 損害賠償請求返還状況	22
(12) 一部負担金減免の状況	23
(13) 東日本大震災による被災者に係る一部負担金等の免除及び概算請求分等の状況	23
(14) 保険給付の適正化	24
5. 高額療養費資金及び出産費資金貸付制度	
(1) 高額療養費資金貸付	26
(2) 出産費資金貸付	26
(3) 基金	26
6. 保険料	
(1) 保険料率等年度別の推移	27

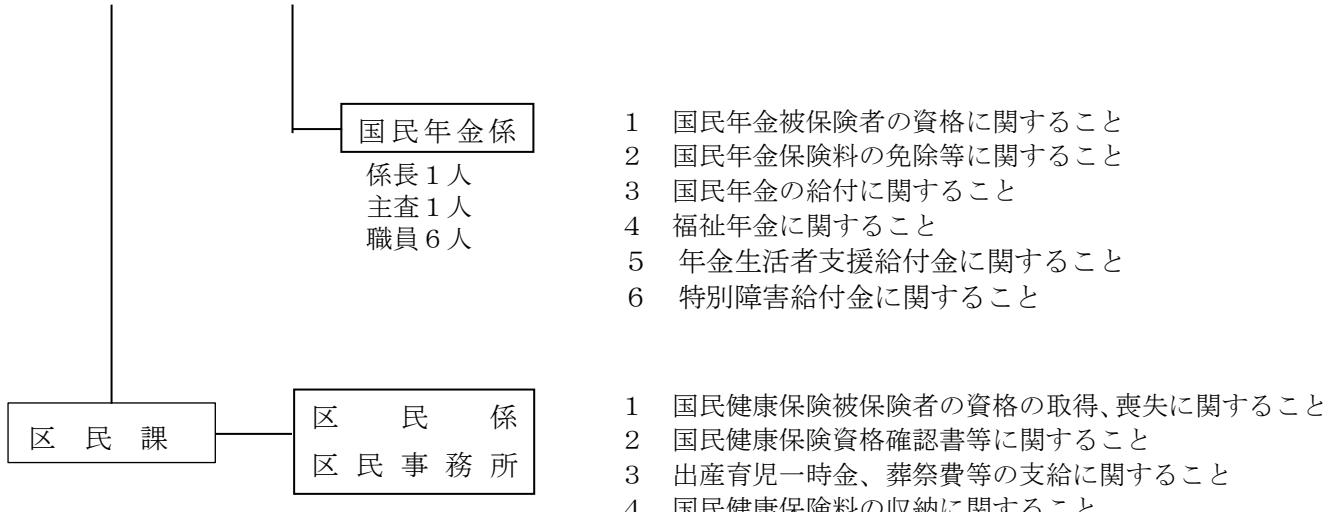
(2) 保険料収納状況	28
(3) 保険料収納率の推移	29
(4) 均等割、所得割、限度額世帯の世帯割合と保険料負担割合(当初賦課)	30
(5) 保険料(現年分)負担額状況	31
(6) 保険料(均等割額)減額賦課状況	31
(7) 未就学児に係る均等割保険料軽減	31
(8) 産前産後期間に係る保険料軽減	31
(9) 保険料一般減免状況	31
(10) 新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免状況	32
7. 保健事業	
(1) 特定健康診査・特定保健指導	33
(2) 特定健康診査受診勧奨	33
(3) 医療機関受診勧奨	33
(4) 糖尿病腎症等重症化予防事業	33
(5) 適正な受診・服薬の促進	34
(6) 生活習慣病早期介入事業	34
(7) 生活習慣病予防イベント	34
(8) すぎこく健康チャレンジ事業	34
(9) 提携保養施設	35
(10) 温泉センター割引利用券の配布	35
(11) 医療費通知	35
8. 趣旨普及	
(1) 国保だより	36
(2) パンフレット	36
(3) ポスター	36
(4) 事業概要(すぎなみの国保)	36
9. 国保年金課業務の外部委託の概要	
10. 国保財政	37
(1) 令和6年度決算収支状況	38
(2) 国保財政状況	40
(3) 1世帯当たり費目別状況	41
(4) 被保険者1人当たり費目別状況	42
令和6年度国民健康保険事業会計の概要	43
11. 国保のあゆみ(平成12年以降)	
	44

# 1. 事務機構

## (1) 事務分掌

(令和7年4月1日)





(2) 係別職員数の状況

	管理係	運営調整担当係長	係長	医療費適正化担当	国保資格係	国保収納係	滞納整理担当係長	特別整理担当係長	国保給付係	高齢者医療係	備後期高齢者医療准	担当係長	高齢者医療保険料	整高齢者保健事業調	国民年金係	計
昭59.7.1	7				22	26	6		14							75
平 1.4.1	6				21	25	7		16							75
6.4.1	6				21	29	3		18							77
11.4.1	6				20	28	3		16							73
14.4.1	6				20	31	3		16							76
15.4.1	6				20	24	6	1	17	18						92
16.4.1	6				20	25	5	1	17	18						92
17.4.1	6				20	25	5	1	17	18					17	109
18.4.1	6				20	25	5	1	15	18					18	108
19.4.1	9		1		21	28	2	1	15	15	2				16	110
20.4.1	7		1		21	25	2	1	15	19					17	108
21.4.1	7		1		19	25	2	1	15	18					16	104
22.4.1	7		1		19	26	2	1	17	17					16	106
23.4.1	7		1		20	24	2	1	16	17					16	104
24.4.1	7		1		19	24	2	1	16	16					16	102
25.4.1	7		1		19	24	2	1	16	16					15	101
26.4.1	7		1		19	23	2	1	15	16		1			15	100
27.4.1	7		1		19	23	2	1	15	16		1			15	100
28.4.1	7	1	1		19	23	2	1	15	16		1			15	101
29.4.1	6	1	1		5	16	2	1	15	15		1			15	78
30.4.1	6	1	1		5	17	2	1	9	9		1			6	58
31.4.1	6		1		6	17	2	1	8	9		1			4	55
令 2.4.1	6		1		6	17	2	1	8	9		1	1		4	56
3.4.1	6		1		6	18	2	1	8	9		1			6	58
4.4.1	7		1		5	19	2	1	8	8		1			7	59
5.4.1	7		1		5	20	1	1	9	9		1			7	61
6.4.1	6		1		5	20	1	1	10	8		1			8	61
7.4.1	6		1		6	21	1	1	9	8		1			8	62

※課長は管理係に含む

## 2. 運営協議会

### (1) 運営協議会

杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会は、国民健康保険法第11条の規定に基づいて設置された区長の諮問機関であり、国民健康保険事業の運営に関する重要事項について、区長の諮問に応じて審議します。

#### 審議事項

- ア 国民健康保険に係る条例規則等の制定及び改廃に関すること
- イ 療養の給付の充実及び改善に関すること
- ウ 保険料の賦課徴収方法に関すること
- エ 前各号のほか、区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項

#### 委員構成(定員20名)

- |                     |    |
|---------------------|----|
| ア 被保険者を代表する委員       | 6人 |
| イ 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 | 6人 |
| ウ 公益を代表する委員         | 6人 |
| エ 被用者保険等保険者を代表する委員  | 2人 |

### (2) 開催状況

#### 令和6年度

第 1 回	R6. 8. 29	1 国民健康保険法が一部改正されたこと等に伴う国民健康保険条例の一部改正について(諮問) 2 国民健康保険被保険者証廃止後の資格確認書等の取り扱いについて(報告)
第 2 回	R7. 2. 18	1 国民健康保険料率等の改定について(諮問)

#### 令和5年度

第 1 回	R5. 10. 28	1 出産予定又は出産した国民健康保険被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険料の軽減に関する国民健康保険条例の一部改正について(諮問)
第 2 回	R6. 2. 20	1 国民健康保険料率等の改定について(諮問)

#### 令和4年度

第 1 回	R4. 4. 11	1 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に関する国民健康保険条例の一部改正について(諮問)
第 2 回	R5. 2. 27	1 国民健康保険料率等の改定について(諮問)

#### 令和3年度

第 1 回	R3. 4. 28	1 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に関する国民健康保険条例の一部改正について(諮問)
第 2 回	R4. 2. 21	1 国民健康保険料率等の改定について(諮問)

#### 令和2年度

第 1 回	R2. 5. 18	1 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に関する国民健康保険条例の一部改正について(諮問)
第 2 回	R2. 11. 11	1 延滞金に係る経過期間及び延滞金の割合の特例に係る見直しに関する国民健康保険条例の一部改正について(諮問)
第 3 回	R3. 2. 19	1 国民健康保険料率等の改定について(諮問)

## (3) 委員名簿

(令和7年3月31日現在)

代表	氏 名	備 考
被保険者を 代表する委員	浅賀 由美	杉並区国民健康保険被保険者
	佐々木 晴枝	杉並区国民健康保険被保険者
	西谷 和恵	杉並区国民健康保険被保険者
	前田 美音子	杉並区国民健康保険被保険者
	松本 健樹	杉並区国民健康保険被保険者
	平田 敬子	杉並区国民健康保険被保険者
保険医又は 保険薬剤師を 代表する委員	稻葉 貴子	杉並区医師会会長
	八木 美徳	杉並区医師会副会長
	奥村 尚威	杉並区医師会理事
	真砂 功	杉並区歯科医師会会長
	山崎 靖	杉並区歯科医師会副会長
	中村 正則	杉並区薬剤師会会长
公益を 代表する委員	松本 みつひろ	杉並区議会議員（区議会保健福祉委員会委員長）
	山田 耕平	杉並区議会議員（区議会保健福祉委員会副委員長）
	市村 敦子	杉並区町会連合会常任理事
	庄司 玉緒	杉並区商店会連合会副会長
	手島 広士	杉並区社会福祉協議会常務理事
	玉村 恭男	杉並区民生委員児童委員協議会会长
被用者保険等 保険者を 代表する委員	阿部 光良	立正佼成会健康保険組合常務理事
	松村 光久	電子回路健康保険組合常務理事

### 3. 被保険者

#### (1) 被保険者加入状況

年月日	世帯数	人口 人員	被保険者数等						国保加入率	
			加入 世帯数	被保険者 総数	一般 被保険者	退職 被保険者等	老人保健 医療対象者			
34. 12. 1	128,197	464,092	35,048	99,441	99,441	-	-	27.34%	21.43%	
35. 4. 1	131,876	471,777	35,723	99,596	99,596	-	-	27.09%	21.11%	
40. 4. 1	197,419	519,824	42,244	107,660	107,660	-	-	21.40%	20.71%	
45. 4. 1	205,911	520,357	55,321	128,750	128,750	-	-	26.87%	24.74%	
50. 4. 1	223,804	531,374	67,656	152,251	152,251	-	-	30.23%	28.65%	
55. 4. 1	225,140	518,962	75,271	158,300	158,300	-	-	33.43%	30.50%	
60. 4. 1	235,275	519,145	82,162	158,302	126,352	9,298	22,652	34.92%	30.49%	
2. 4. 1	248,600	521,570	92,173	161,711	121,217	11,968	28,526	37.08%	31.00%	
7. 4. 1	257,428	512,328	100,855	166,764	118,945	12,299	35,520	39.18%	32.55%	
12. 4. 1	270,999	513,180	118,657	186,334	125,728	14,139	46,467	43.79%	36.31%	
17. 4. 1	287,106	524,819	131,718	202,240	134,373	20,886	46,981	45.88%	38.54%	
22. 4. 1	302,099	539,211	106,061	154,559	150,206	4,353	-	35.11%	28.66%	
27. 4. 1	307,131	549,998	102,093	145,033	142,045	2,988	-	33.24%	26.37%	
2. 4. 1	327,480	576,093	90,309	120,679	120,679	0	-	27.58%	20.95%	
3. 4. 1	326,249	573,375	88,456	117,535	117,535	0	-	27.11%	20.50%	
4. 4. 1	325,481	570,925	85,881	113,141	113,141	0	-	26.39%	19.82%	
5. 4. 1	328,310	572,468	84,310	109,644	109,644	0	-	25.68%	19.15%	
6. 4. 1	332,091	574,841	84,010	107,725	107,725	0	-	25.30%	18.74%	
7. 4. 1	336,880	579,634	83,540	105,856	105,856	0	-	24.80%	18.26%	

注1 区人口は外国人住民を含む。

注2 老人保健医療対象者は平成20年4月後期高齢者医療制度へ移行。

(2) 年度平均被保険者数

年 度	世帯数	被保険者 総 数 A	一般 被保険者 B	退職 被保険者等 C	老健 医療対象者 D	左の構成割合		
						B / A	C / A	D / A
35	世帯 37,002	人 101,244	人 101,244	人 —	人 —	100.00%	—	—
40	42,781	108,787	108,787	—	—	100.00%	—	—
45	57,321	132,886	132,886	—	—	100.00%	—	—
50	68,649	153,399	153,399	—	—	100.00%	—	—
55	76,032	157,927	157,927	—	—	100.00%	—	—
60	83,858	159,942	126,624	10,076	23,242	79.17%	6.30%	14.53%
2	92,527	160,726	119,446	12,079	29,201	74.32%	7.51%	18.17%
7	102,494	170,208	120,541	12,825	36,842	70.82%	7.53%	21.65%
12	120,850	189,239	127,297	14,374	47,568	67.27%	7.60%	25.14%
17	133,128	203,602	136,202	21,310	46,090	66.90%	10.47%	22.64%
22	106,536	155,054	150,420	4,634	—	97.01%	2.99%	—
27	101,636	143,230	140,701	2,529	—	98.23%	1.77%	—
2	89,713	119,546	119,546	0	—	100.00%	0.00%	—
3	87,369	115,649	115,649	0	—	100.00%	0.00%	—
4	85,791	112,185	112,185	0	—	100.00%	0.00%	—
5	84,328	108,938	108,938	0	—	100.00%	0.00%	—
6	84,049	107,133	107,133	0	—	100.00%	0.00%	—

注1 端数処理の関係で、AとB・C・Dの合計が一致しない場合がある。

注2 老人保健医療対象者は平成20年4月後期高齢者医療制度へ移行。

## (3) 年齢階層別被保険者

(令和7年4月1日現在)

区分 年齢	区人口			被保険者内訳			構成比	加入率
	男	女	計	男	女	計		
0~4	9,317	9,016	18,333	644	592	1,236	1.17%	6.74%
5~9	10,381	10,144	20,525	794	793	1,587	1.50%	7.73%
10~14	10,441	9,877	20,318	877	817	1,694	1.60%	8.34%
15~19	10,489	10,255	20,744	1,405	1,382	2,787	2.63%	13.44%
20~24	17,473	18,392	35,865	3,848	4,060	7,908	7.47%	22.05%
25~29	24,087	25,070	49,157	4,421	4,330	8,751	8.27%	17.80%
30~34	21,761	22,448	44,209	3,563	3,224	6,787	6.41%	15.35%
35~39	20,728	20,649	41,377	3,564	3,041	6,605	6.24%	15.96%
40~44	21,519	21,472	42,991	3,735	3,062	6,797	6.42%	15.81%
45~49	22,203	22,410	44,613	3,805	3,284	7,089	6.70%	15.89%
50~54	22,377	23,819	46,196	4,232	3,933	8,165	7.71%	17.67%
55~59	20,273	20,531	40,804	4,123	4,003	8,126	7.68%	19.91%
60~64	16,699	16,899	33,598	4,179	5,033	9,212	8.70%	27.42%
65~69	12,904	13,481	26,385	5,339	7,256	12,595	11.90%	47.74%
70~74	11,442	12,860	24,302	6,794	9,705	16,499	15.59%	67.89%
75~79	11,562	14,470	26,032	6	12	18	0.02%	0.07%
80~84	7,821	11,873	19,694	0	0	0	0.00%	0.00%
85~89	4,625	8,756	13,381	0	0	0	0.00%	0.00%
90~94	2,240	5,706	7,946	0	0	0	0.00%	0.00%
95以上	618	2,546	3,164	0	0	0	0.00%	0.00%
合計	278,960	300,674	579,634	51,329	54,527	105,856	100.00%	18.26%
60以上	67,911	86,591	154,502	16,318	22,006	38,324	36.20%	24.80%
65以上	51,212	69,692	120,904	12,139	16,973	29,112	27.50%	24.08%
70以上	38,308	56,211	94,519	6,800	9,717	16,517	15.60%	17.47%

注1 75~79までの人数は4月1日及び4月2日に75歳の誕生日を迎えた者を含む。

注2 区人口は外国人住民を含む。

(4) 年齢階層別人口分布図

(令和7年4月1日現在)

杉並区全体と国民健康保険被保険者の年齢階層別人口分布比較



(5) 資格取得状況

年度	転入		組合国保から		社会保険から		生活保護から		出生		その他		計	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員		
2	-	10,492	-	741	-	21,203	-	150	-	368	-	730	24,955	33,684
3	-	8,540	-	427	-	16,346	-	118	-	332	-	368	21,343	26,131
4	-	12,263	-	361	-	16,353	-	127	-	321	-	389	24,595	29,814
5	-	12,647	-	526	-	16,502	-	137	-	298	-	380	25,352	30,490
6	-	13,744	-	439	-	16,453	-	140	-	249	-	417	26,478	31,442

※令和3年1月に移行したシステムでは、世帯数の内訳が抽出できなかったため、令和2年度から「計」のみを計上。

(6) 資格喪失状況

年度	転出		組合国保へ		社会保険へ		生活保護へ		死亡		その他		計	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員		
2	-	11,407	-	998	-	18,975	-	445	-	636	-	4,438	26,875	36,899
3	-	9,414	-	628	-	14,478	-	407	-	586	-	5,013	23,918	30,526
4	-	9,569	-	815	-	15,393	-	457	-	618	-	6,459	26,166	33,311
5	-	9,763	-	643	-	15,213	-	422	-	557	-	5,811	25,652	32,409
6	-	10,263	-	716	-	15,514	-	400	-	545	-	5,873	26,948	33,311

※令和3年1月に移行したシステムでは、世帯数の内訳が抽出できなかったため、令和2年度から「計」のみを計上。

年度	参考(年度平均)		全世帯数 人	全被保険者数 人
	年度	全世帯数 人		
2	2	89,713	119,546	
3	3	87,369	115,649	
4	4	85,791	112,185	
5	5	84,328	108,938	
6	6	84,049	107,113	

## (7) 外国人国民健康保険加入状況

(令和7年4月1日現在)

国籍	名	外国人住民(人)	被保険者(人)	加入割合	構成比
中 ネ 韓 ベ 米 台 ミ フ フ ス	国 パ 国 ト 国 湾 ヤ ラ イリ リラン	7,271 3,326 2,775 1,950 1,054 1,018 758 362 593 177	4,215 2,230 1,127 1,028 530 408 381 194 182 138	57.97% 67.05% 40.61% 52.72% 50.28% 40.08% 50.26% 53.59% 30.69% 77.97%	35.05% 18.54% 9.37% 8.55% 4.41% 3.39% 3.17% 1.61% 1.51% 1.15%
タ 英 モ ロ ド ウ オ イ イ カ バ イ ス ブ ト ウ マ シ メ 朝 無 そ	イ 国 ン シ イ ズベ ースト ンド タリ ナ ングラ ン ペ ラ ル クライ レーシ ンガ キシ 鮮 国 の他 合	263 307 117 160 136 87 157 362 133 177 87 150 104 135 62 48 88 55 50 95 8 762 計	130 115 82 80 76 75 74 73 71 59 54 53 51 51 36 34 33 27 23 20 0 375 22,827	49.43% 37.46% 70.09% 50.00% 55.88% 86.21% 47.13% 20.17% 53.38% 33.33% 62.07% 35.33% 49.04% 37.78% 58.06% 70.83% 37.50% 49.09% 46.00% 21.05% 0.00% 49.21% 12,025	1.08% 0.96% 0.68% 0.67% 0.63% 0.62% 0.62% 0.61% 0.59% 0.49% 0.45% 0.44% 0.42% 0.42% 0.30% 0.28% 0.27% 0.22% 0.19% 0.17% 0.00% 3.14% 100.00%

\* 医療保険の社会保障協定国…アメリカ、ベルギー、フランス、オランダ、チェコ、スイス、ハンガリー、ルクセンブルク

\* 平成29年度からは中国、台湾、韓国、朝鮮それぞれのデータを掲載する。(平成28年度までは中国は台湾を含んだもの、韓国及び朝鮮は合算していた。)

#### (8) 70～74歳の被保険者の一部負担金割合

70歳の誕生日の翌月1日（1日生まれの方はその月1日）から後期高齢者医療制度に該当するまでの被保険者は、前年度所得を基に一部負担金の割合を2割又は3割と判定します。一部負担金の割合は、毎年8月に再判定します。

これまで70歳以上の被保険者に交付する高齢受給者証に一部負担金の割合を記載していましたが、令和7年8月に資格確認書等へ一本化しました。

一部負担金割合の判定状況 (令和7年4月1日)

一般	一定以上所得者	合計
2割負担	3割負担	
13,267人	2,971人	16,238人

注 昭和19年4月1日以前生まれの被保険者の特例措置(1割負担)は、すべて後期高齢者医療制度へ移行したため終了。

## 4. 保険給付

### (1) 療養給付費

#### ① 療養の給付

##### ア 範 囲

- ・診察
- ・薬剤又は治療材料の支給
- ・処置、手術その他の治療
- ・居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・保険外併用療養費  
　保険医療機関での、評価療養（高度医療技術を用いた等の療養であり、厚生労働大臣が定めるもの）又は選定療養（特別な病室の提供、その他厚生労働大臣が定める療養）のうち、基礎的な診療部分について支給します。

##### イ 一部負担金の割合

- ・義務教育就学前：2割
- ・70歳未満（義務教育就学前を除く）：3割
- ・70歳以上：2割  
(所得により3割)

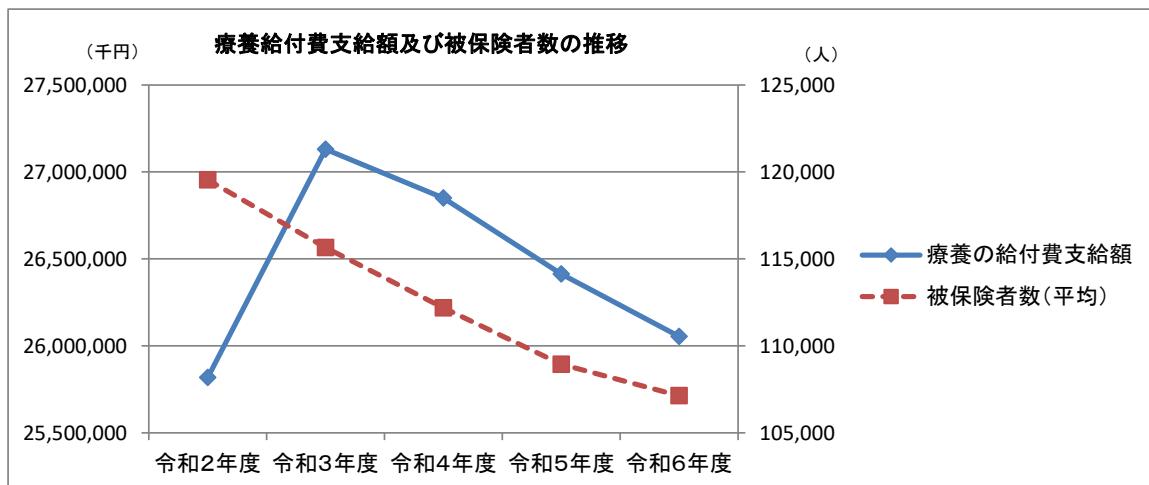
##### ウ 療養の給付の方法

被保険者は保険医療機関等にマイナ保険証等を提示し、診療を受け、一部負担金を支払います。保険者は医療費の総額から一部負担金を除いたものを、療養給付費として保険医療機関等に支払います。

療養給付費支給状況

年 度	件 数	支 給 額	前年比
2	1,657,295	25,817,679,897	95
3	1,767,463	27,130,713,899	105
4	1,766,699	26,850,866,037	99
5	1,774,096	26,413,655,263	98
6	1,746,808	26,054,043,493	99

※退職者医療制度該当分を含む (決算数値)



## ② 入院時食事療養費及び入院時生活療養費

入院時の食事に要した費用のうち、被保険者が負担する標準負担額を控除した額を、入院時食事療養費として支給します。同様に特定長期入院被保険者(療養病床への入院等により、療養の給付を受ける65歳以上の者)に生活療養費に要した費用について入院時生活療養費を支給します。所得や年齢、入院日数により標準負担額の減額制度があります。

入院時食事療養費の状況

年 度	件 数	日 数	費用額	支給額
2	17,753	728,035	481,420,828	236,634,813
3	17,898	700,299	463,369,120	227,272,457
4	17,092	659,639	436,167,612	218,622,764
5	16,242	632,565	417,782,503	212,986,411
6	16,025	615,424	420,175,314	212,010,125

(事業年報)

## ③ 入院時食事療養費標準負担額差額支給

住民税非課税世帯の方が入院し、やむを得ない理由で減額認定の申請が遅れた場合、後日差額を現金給付します。

入院時食事療養費標準負担額差額支給状況

年 度	件 数	支給額
2	13	66,850
3	29	72,300
4	14	51,300
5	14	29,900
6	21	51,200

※退職者医療制度該当分を含む

## (2) 療養費

### ① 範 囲

- ・骨折やねんざなどで接骨院の施術を受けた場合
- ・医師の同意または診断により、はり・きゅう・マッサージの施術を受けた場合
- ・医師の同意または診断により、補装具を作った場合
- ・やむを得ない理由でマイナ保険証等が提示できない場合や、国保を扱っていない医療機関で診療を受けた場合
- ・海外療養費（旅行や出張などで急な病気や負傷のため海外で診療を受けた場合）

### ② 給付割合

療養の給付に準じる

### ③ 給付方法

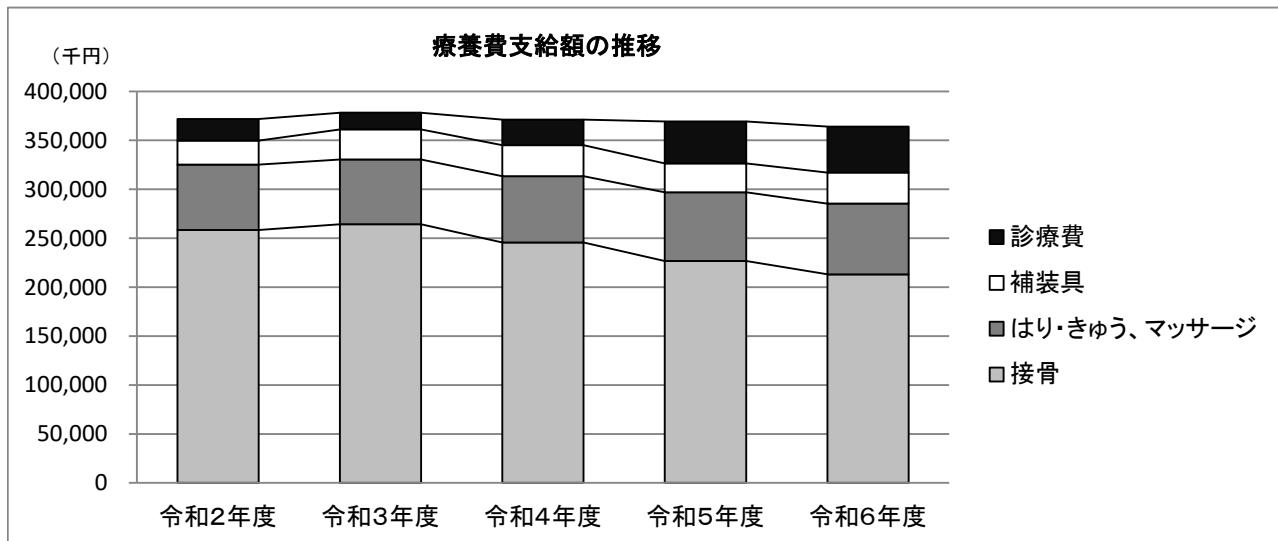
世帯主の申請に基づき、現金給付する

療養費支給状況

年度	接骨		はり・きゅう、マッサージ		補装具		診療費		合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
2	47,319	258,468,128	4,291	66,736,145	784	24,488,498	2,203	22,133,515	54,597	371,826,286
3	49,826	264,229,103	4,167	66,195,100	1,003	30,719,897	1,766	17,057,054	56,762	378,201,154
4	47,938	245,510,331	4,276	68,038,651	994	31,637,620	1,974	25,977,665	55,182	371,164,267
5	45,267	226,751,808	4,390	70,086,801	935	29,516,277	2,626	42,893,293	53,218	369,248,179
6	43,205	213,150,945	4,673	72,170,537	988	31,731,083	3,200	47,046,043	52,066	364,098,608

※退職者医療制度該当分を含む

(決算数値)



### (3) 移送費

#### ① 範 囲

緊急かつやむを得ない理由で医師の指示により入院や転院などをするために自動車等を使用し、被保険者がその費用を負担した場合

#### ② 給付する額

被保険者が負担をした額の内、保険適用が認められた部分

#### ③ 給付方法

世帯主の申請に基づき、現金給付する

移送費支給状況

年 度	件 数	支給額
2	0	0
3	0	0
4	0	0
5	0	0
6	0	0

(決算数値)

※退職者医療制度該当分を含む

#### (4) 高額療養費

世帯の国保加入者が、同じ月に医療機関等で支払った一部負担金の額(入院・外来、医科・歯科別)が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給します。ただし、70歳未満の方の場合には、1つの医療機関等での一部負担金の額(入院・外来、医科・歯科別)が、21,000円以上のものが、高額療養費の計算対象となります。

① 70歳未満の方の自己負担限度額（〔〕は過去1年で4回目以降の多数回の限度額）

区分	自己負担限度額
賦課標準額901万円超	252,600円+(医療費総額-842,000円)×1% [140,100円]
賦課標準額600万円超~901万円以下	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1% [93,000円]
賦課標準額210万円超~600万円以下	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% [44,400円]
賦課標準額210万円以下	57,600円 [44,400円]
住民税非課税世帯	35,400円 [24,600円]

※賦課標準額…世帯の国保加入者の、総所得金額等から住民税基礎控除額を差し引いた額の合計  
※住民税の申告をしていない世帯員のいる世帯の方は、賦課標準額901万円超の区分となります。

② 高齢受給者証対象者の自己負担限度額（〔〕は過去1年で4回目以降の多数回の限度額）

区分	自己負担限度額	
	外来 (個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円+(医療費総額-842,000円)×1% [140,100円]	
現役並み所得Ⅱ (課税所得380万円以上 690万円未満)	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1% [93,000円]	
現役並み所得Ⅰ (課税所得145万円以上 380万円未満)	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% [44,400円]	
一般	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 [44,400円]
住民税 非課税世帯	低所得Ⅱ	24,600円
		15,000円

※低所得Ⅱ…世帯主と世帯の国保加入者(被保険者)全員が住民税非課税の世帯の方

※低所得Ⅰ…世帯主と世帯の国保加入者(被保険者)全員が住民税非課税の世帯で、各人の公的年金  
収入が80万円以下で、かつその他の所得がない方

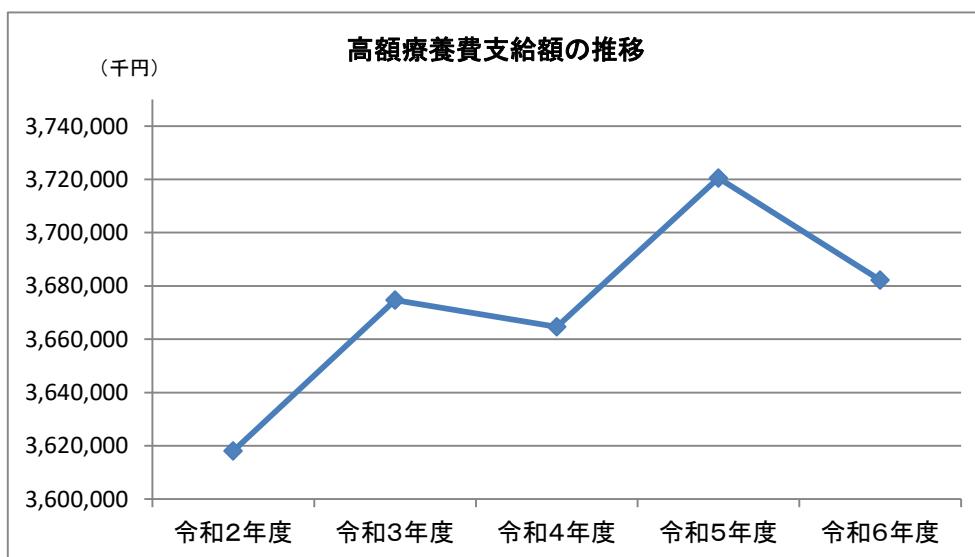
- ③ 人工透析を必要とする慢性腎不全、血友病及び抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（H I V感染を含み、厚生労働大臣の定める者に限る）の疾病で治療を続ける必要がある被保険者に特定疾病療養受療証を交付し、一部負担金が同一月内に10,000円を超えた場合、その超えた額について現物給付します（70歳未満の人工透析を必要とする慢性腎不全の方で、賦課標準額600万円超の世帯の方は20,000円を超えた場合）。
- ④ 70歳未満の方及び70～74歳の住民税非課税世帯の方及び現役並み所得Ⅰ、現役並み所得Ⅱの方の高額療養費について、事前申請により「限度額適用認定証（非課税世帯の方は限度額適用・標準負担額減額認定証）」の交付を受け医療機関の窓口に提示することにより、窓口での負担が高額療養費の自己負担限度額までとなります。

○高額療養費支給状況及び限度額適用認定証発行件数

年度	件数	高額療養費	1件当たり 高額療養費	限度額適用認定証 発行件数
2	60,709	3,618,033,300	59,596	6,126
3	64,304	3,674,629,668	57,145	6,209
4	65,214	3,664,623,159	56,194	5,929
5	62,498	3,720,520,878	59,530	4,864
6	60,892	3,682,136,667	60,470	3,771

※退職者医療制度該当分を含む

(決算数値)



## (5) 高額介護合算療養費

世帯内で1年間に負担した、医療保険と介護保険の自己負担額を合計して、自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給します。計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までです。

医療保険と介護保険の自己負担額のいずれかが0円である場合や限度額を超えた額が500円以下の場合は支給されません。

### ① 自己負担限度額

年齢区分	所得等区分	医療保険+介護保険の自己負担限度額	
70歳未満の方がいる世帯	賦課標準額901万円超	212万円	
	賦課標準額600万円超～901万円以下	141万円	
	賦課標準額210万円超～600万円以下	67万円	
	賦課標準額210万円以下	60万円	
	住民税非課税世帯	34万円	
70～74歳の方がいる世帯	現役並み所得Ⅲ 課税所得690万円以上	212万円	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得380万円以上690万円未満	141万円	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得145万円以上380万円未満	67万円	
	一般	56万円	
	住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	31万円
		低所得Ⅰ	19万円

### ② 高額介護合算療養費支給状況

年 度	件 数	高額介護合算療養費	1件当たり 高額介護合算療養費
2	235	円 7,193,742	円 30,612
3	244	7,374,030	30,221
4	244	7,332,324	30,051
5	218	6,841,561	31,383
6	238	7,982,753	33,541

※退職者医療制度該当分を含む

(決算数値)

## (6) 出産育児一時金

被保険者が出産したときに、出生児1名につき50万円(令和4年度までは42万円)を支給します。妊娠85日以上の死産や流産でも支給されます。出産育児一時金の支給は、次の①～③のいずれかの方法によります。

### ① 直接支払制度

被保険者が医療機関等に手続きをし、東京都国民健康保険団体連合会を通して区から医療機関等に出産育児一時金を支払う方法。

### ② 受取代理制度

医療機関等の記名・押印を受けた申請書を世帯主が区に提出することで、医療機関等が出産育児一時金を世帯主の代理として受取る方法。区は、医療機関等からの出生の報告を受け、医療機関等に対して出産育児一時金を支払う。

### ③ ①及び②以外(償還払い)

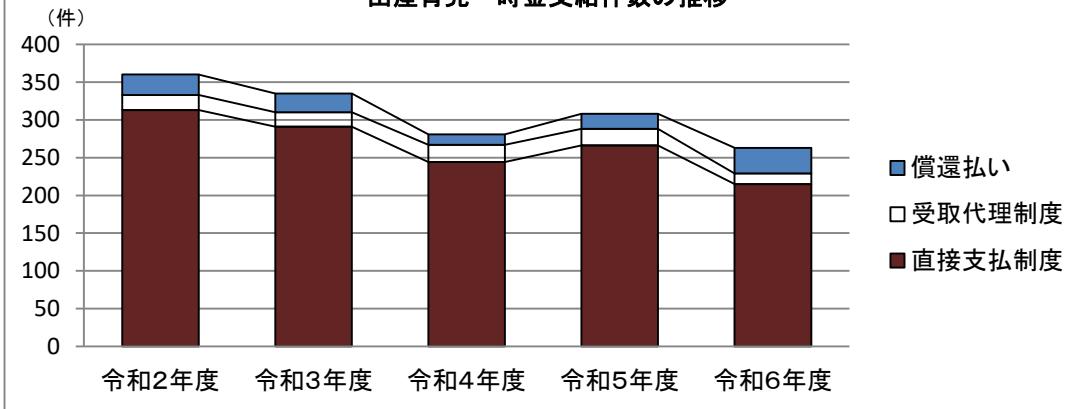
出生後に、世帯主からの請求により、世帯主へ支給する方法。

出産育児一時金支給状況

年 度	件 数	金 額	内、直払い件数、割合	内、受取代理件数、割合
2	360	150,974,800	313 86.9%	20 5.6%
3	335	140,786,380	291 86.9%	19 5.7%
4	281	119,918,035	244 86.8%	23 8.2%
5	308	149,617,365	266 86.4%	22 7.1%
6	263	131,267,537	215 81.7%	14 5.3%

(決算数値)

出産育児一時金支給件数の推移



## (7) 葬祭費

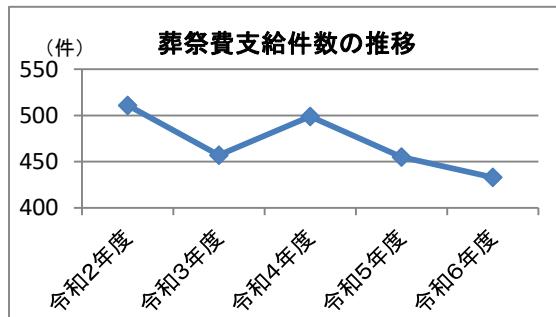
被保険者が亡くなり葬儀を行ったときに、葬儀執行者の申請により支給します。支給額は7万円です。

葬祭費支給状況

年 度	件 数	金 額
2	511	35,770,000
3	457	31,990,000
4	499	34,930,000
5	455	31,850,000
6	433	30,310,000

(決算数値)

葬祭費支給件数の推移



## (8) 結核・精神医療給付金

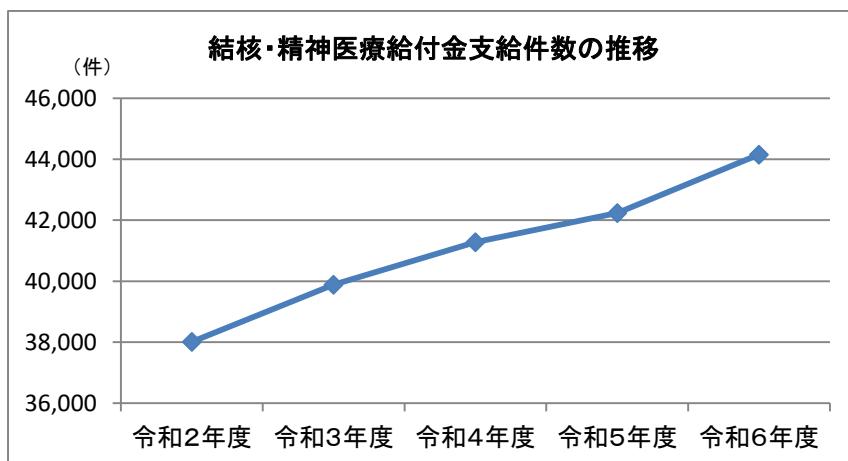
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、結核医療を受けている住民税非課税者に対し、医療費の5%を支給します。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく医療費助成を受けている住民税非課税世帯の方に対し、自立支援医療(精神通院医療)制度による医療費の月ごとの自己負担上限額までを支給します。

都内医療機関の場合には、申請により区が被保険者に交付した国保受給者証を窓口に提示することで現物給付されます。また、都外医療機関の場合には、償還払いにより支給します。

結核・精神医療給付金支給状況

年 度	件 数	支 給 額	国保受給者証交付件数	
			結核医療	精神医療
2	38,011	45,073,029	15	1,894
3	39,884	47,752,343	12	2,873
4	41,282	48,956,098	7	3,147
5	42,236	49,799,430	7	3,160
6	44,156	51,478,955	12	3,281

※退職者医療制度該当分を含む（決算数値）



## (9) 傷病手当金

被保険者で給与等の支払を受けている方が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるとき、療養のため労務に服することができない場合に支給します。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、支給適用期間を令和5年5月7日までとされていますが、申請の時効は2年のため、申請に基づき引き続き支給します。

傷病手当金支給状況

年 度	件 数	支 給 額
2	50	3,135,269
3	132	11,307,900
4	428	15,222,179
5	48	1,157,849
6	5	568,193

(10) 不当利得収納状況

国民健康保険の資格が無い人の保険使用について費用の返還を求めたもの

年 度	調定額		収納額		未済額	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
2	4,381	88,160,880	1,023	43,522,983	3,358	44,637,897
3	3,112	96,238,540	848	45,754,421	2,264	50,484,119
4	3,299	110,452,324	837	57,729,030	2,462	52,723,294
5	3,028	81,650,309	834	34,333,335	2,194	47,316,974
6	3,455	97,211,177	739	43,555,209	2,716	53,655,968

※退職者医療制度該当分を含む

(11) 損害賠償請求返還状況

第三者から傷害を受けたとき一時的に国民健康保険が立て替えた医療費を加害者に請求したもの

年 度	調定額		収納額		未済額	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
2 交通事故等 公害	36	20,166,893	36	20,166,893	0	0
	23	216,643	23	216,643	0	0
3 交通事故等 公害	53	26,658,836	53	26,658,836	0	0
	24	205,779	24	205,779	0	0
4 交通事故等 公害	31	13,844,781	31	13,844,781	0	0
	24	206,647	24	206,647	0	0
5 交通事故等 公害	72	33,307,349	71	33,295,771	1	11,578
	27	226,191	27	226,191	0	0
6 交通事故等 公害	61	29,298,153	60	29,286,575	1	11,578
	24	247,912	24	247,912	0	0

(12) 一部負担金減免の状況

年度	減額		免除		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2	0	円 0	0	円 0	0	円 0
3	0	円 0	0	円 0	0	円 0
4	0	円 0	0	円 0	0	円 0
5	0	円 0	0	円 0	0	円 0
6	0	円 0	0	円 0	0	円 0

(13) 東日本大震災による被災者に係る一部負担金等の免除及び概算請求分等の状況

① 一部負担金等の免除の状況

年度	免除件数 (レセプト件数)	金額
2	件 176	円 2,745,707
3	159	426,688
4	114	235,352
5	92	298,795
6	69	128,351

② 概算請求分及び保険者不明分の支払状況

年度	概算請求分	保険者不明分
2	円 0	円 0
3	0	0
4	0	0
5	0	0
6	0	0

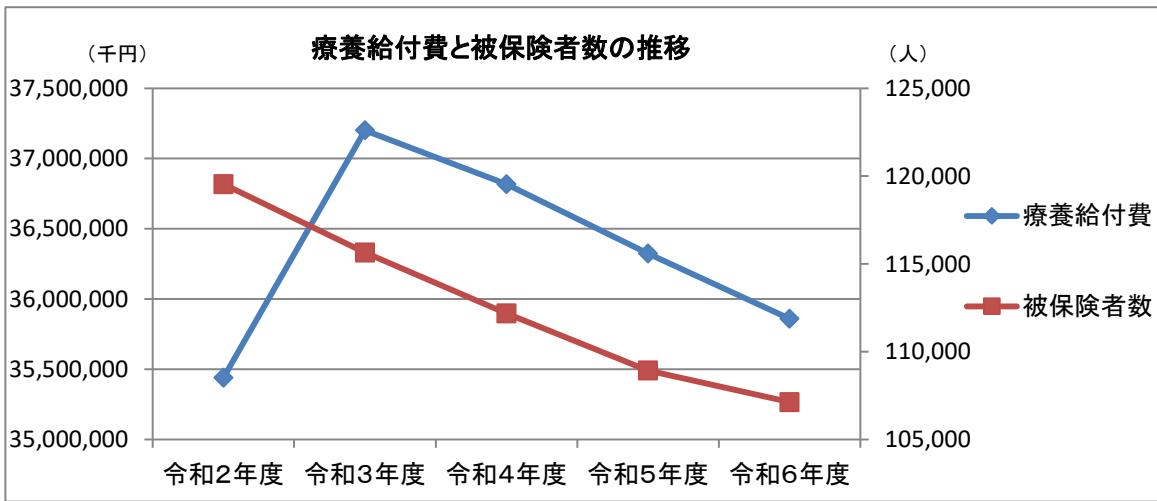
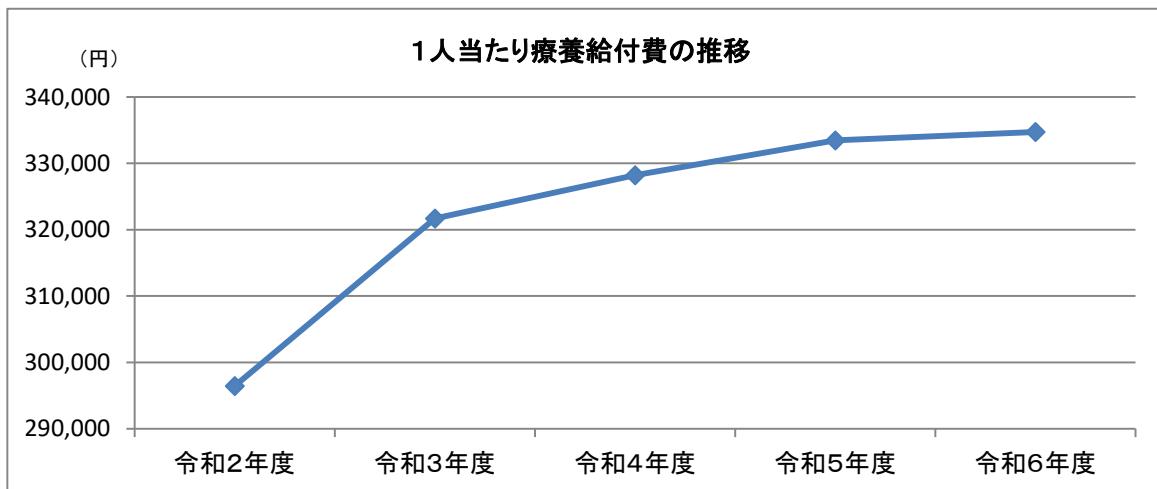
## (14) 保険給付の適正化

### ① 1人当たり療養給付費の状況

1人当たり療養給付費は、当該年度にかかった療養給付費の費用額(10割分)を、当該年度の平均被保険者数で割ったものです。

年 度	合 計
2	円 296,449
3	321,672
4	328,197
5	333,439
6	334,724

※退職者医療制度該当分を含む



### ② 後発医薬品(ジェネリック)差額通知の送付

患者負担の軽減と療養給付費の削減を目的として、被保険者が使用している薬の窓口負担額について、後発医薬品に切り替えた場合に生じる差額を通知し、後発医薬品の使用を啓発しています。

#### ア 通知内容

- ・医薬品名
- ・院内・院外の区分
- ・投与期間
- ・自己負担相当額
- ・1日用量
- ・後発医薬品に切り替えた場合に削減できる自己負担額

#### イ 通知状況

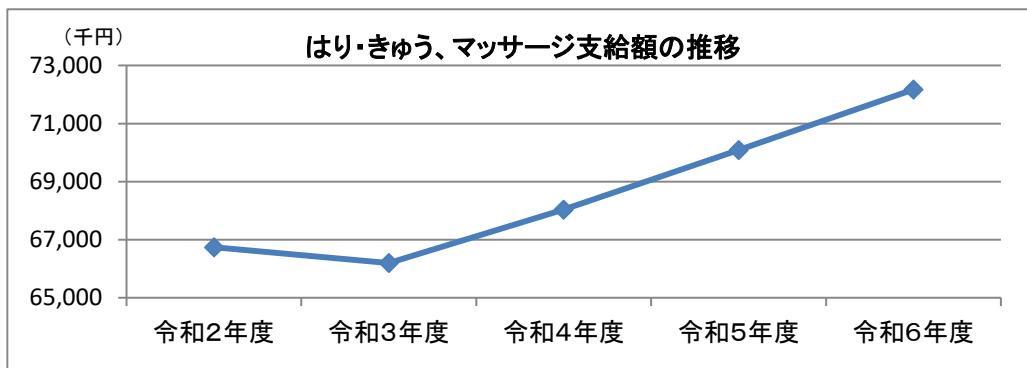
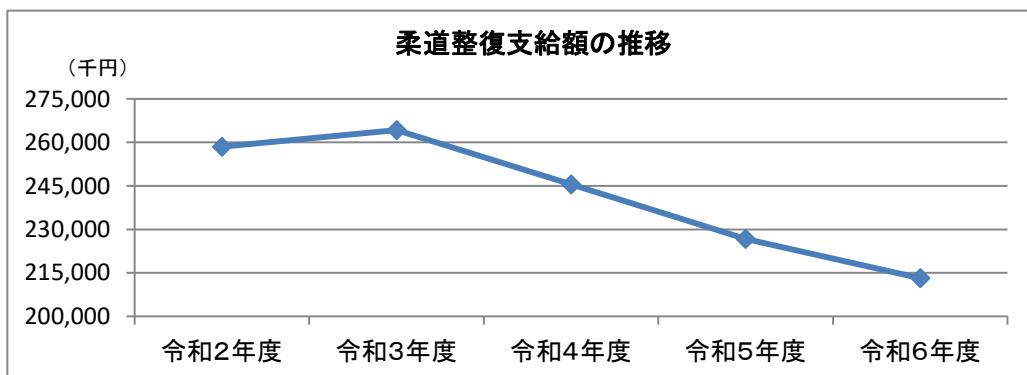
年 度	対象調剤月	通知月	通知数	対 象 薬 剤
3	4	7	10,304	精神疾患及びがん等、通知することに配慮を必要とするものを除く、全ての薬剤
	7	10	9,439	
	11	2	9,746	
4	4	7	9,214	精神疾患及びがん等、通知することに配慮を必要とするものを除く、全ての薬剤
	7	10	8,319	
	11	2	7,935	
5	4	7	7,646	精神疾患及びがん等、通知することに配慮を必要とするものを除く、全ての薬剤
	7	10	7,461	
	11	2	6,971	
6	4	7	6,266	精神疾患及びがん等、通知することに配慮を必要とするものを除く、全ての薬剤
	7	10	5,679	
	11	2	4,078	

#### ③ 柔道整復等施術に係る被保険者照会

柔道整復や、はり・きゅう、マッサージの施術では、世帯主が療養費の申請及び受領を施術師に委任することで療養費を支給しています。そこで、申請に誤りがないかを確認するために、施術状況等を被保険者に照会しています。

施術師が提出した療養費支給申請書の内容と被保険者からの回答に相違があった場合には、施術師に確認のうえ、申請に誤りがある場合には申請書を返戻しています。

年 度	照会件数
3	1,200
4	1,200
5	1,200
6	1,200



## 5. 高額療養費資金及び出産費資金貸付制度

### (1) 高額療養費資金貸付

高額療養費が支給されるまでには、審査などの手続きで4か月程度の日数がかかります。そこで、長期の入院などにより医療費が多額となり、その支払が困難な世帯主に、高額療養費が支給されるまでの間、高額療養費支給見込額の9割までを無利子で貸し付けします。

貸付金の返済は、その後支給される高額療養費を充てて清算します。

高額療養費資金貸付状況

年度	件 数	貸 付 額	1件あたり 平均貸付額	1件あたり 最高貸付額
2	0	円 0	円 0	円 0
3	3	109,000	36,333	51,000
4	1	380,000	380,000	380,000
5	0	0	0	0
6	0	0	0	0

### (2) 出産費資金貸付

被保険者が直接支払制度、受取代理制度を利用せずに出産される場合で、事前に出産の費用を必要とする世帯主に、出産予定日の1か月前から出産育児一時金の8割までの金額を無利子で貸し付けします。妊娠4か月以上で出産のために、医療機関から費用の請求を受けたときなども利用できます。

貸付金の返済は、出産後支給される出産育児一時金を充てて清算します。

出産費資金貸付状況

年度	件 数	1件あたり 貸 付 額	合 計
2	0	円 0	円 0
3	0	0	0
4	0	0	0
5	0	0	0
6	0	0	0

### (3) 基金

平成25年度4月1日付で、「杉並区国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付基金」と「杉並区介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金」を統合し、名称を「杉並区高額療養費等資金貸付基金」としました。

令和6年度の基金額は1千万円です。

## 6. 保険料

### (1) 保険料率等年度別の推移

年月	基礎賦課額(医療分)			後期高齢者支援金等賦課額			介護納付金賦課額			賦課方式等
	均等割額	所得割率	限度額	均等割額	所得割率	限度額	均等割額	所得割率	限度額	
12. 4	円 26,100	194/100	530,000	円			円 7,200	14/100	70,000	介護保険制度開始
13. 4	27,300	"	"				8,100	19/100	"	
14. 4	"	"	"				7,800	"	"	
15. 4	29,400	204/100	"				9,000	23/100	"	
16. 4	30,200	208/100	"				10,800	25/100	80,000	
17. 4	32,100	"	"				12,000	32/100	"	
18. 4	33,300	182/100	"				"	36/100	"	
19. 4	35,100	124/100	"				"	20/100	90,000	
20. 4	28,800	90/100	470,000	8,100	27/100	120,000	11,100	18/100	"	後期高齢者支援金等賦課開始
21. 4	27,600	68/100	"	9,600	26/100	"	"	12/100	100,000	
22. 4	31,200	80/100	500,000	8,700	23/100	130,000	12,000	16/100	"	
23. 4	"	6.13/100	510,000	"	1.96/100	140,000	13,200	0.98/100	120,000	賦課方式変更
24. 4	30,000	6.28/100	"	10,200	2.23/100	"	14,100	1.38/100	"	
25. 4	30,600	6.02/100	"	10,800	2.34/100	"	15,000	1.64/100	"	
26. 4	32,400	6.30/100	"	"	2.17/100	160,000	15,300	1.56/100	140,000	
27. 4	33,900	6.45/100	520,000	"	1.98/100	170,000	14,700	1.45/100	160,000	
28. 4	35,400	6.86/100	540,000	"	2.02/100	190,000	"	1.41/100	"	
29. 4	38,400	7.47/100	540,000	11,100	1.96/100	"	15,600	1.48/100	"	
30. 4	39,000	7.32/100	580,000	12,000	2.22/100	"	"	1.78/100	"	
31. 4	39,900	7.25/100	610,000	12,300	2.24/100	"	"	1.78/100	"	
R2. 4	"	7.14/100	630,000	12,900	2.29/100	"	"	2.09/100	170,000	
R3. 4	38,800	7.13/100	"	13,200	2.41/100	"	17,000	2.20/100	"	
R4. 4	42,100	7.16/100	650,000	13,200	2.28/100	200,000	16,600	2.20/100	"	未就学児均等割軽減開始
R5. 4	45,000	7.17/100	650,000	15,100	2.42/100	220,000	16,200	2.20/100	"	産前産後期間の保険料軽減開始(R6.1~)
R6. 4	49,100	8.69/100	650,000	16,500	2.80/100	240,000	16,500	2.20/100	"	

<令和7年度保険料額計算方法>

$$\boxed{\text{年間保険料額}} = \text{基礎賦課額} + \text{後期高齢者支援金等賦課額(医療分)} + \text{介護納付金賦課額(40歳~64歳の被保険者に加算される保険料)(支援金分)}$$

$$\boxed{\text{基礎賦課額}} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

$$\text{均等割額} = \text{被保険者数} \times 1\text{人当たりの均等割額}(47,300)$$

$$\text{所得割額} = \text{世帯の旧ただし書所得} \times \text{所得割料率}(7.71/100)$$

※限度額 66万円

$$\boxed{\text{後期高齢者支援金等賦課額}} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

$$\text{均等割額} = \text{被保険者数} \times 1\text{人当たりの均等割額}(16,800)$$

$$\text{所得割額} = \text{世帯の旧ただし書所得} \times \text{所得割料率}(2.69/100)$$

※限度額 26万円

$$\boxed{\text{介護納付金賦課額}} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

$$\text{均等割額} = \text{介護保険第2号被保険者数} \times 1\text{人当たりの均等割額}(16,600)$$

$$\text{所得割額} = \text{介護保険第2号被保険者の旧ただし書所得} \times \text{所得割料率}(2.25/100)$$

※限度額 17万円

※旧ただし書所得…住民税の課税方式としては、既に廃止されている旧地方税法における住民税課税方式に関する条文のただし書きとして規定されていた方法を用いて算出される所得のこと。  
総所得金額等から基礎控除のみを差し引くことで算出する。

(2) 保険料収納状況

ア 現年分

年 度	調 定 A		収 納 B		還付未済 C		収 納 率	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	B/A	(B-C)/A
	件	円	件	円	件	円	%	%
23	2,494,727	15,858,386,389	2,028,022	13,181,780,885	4,800	22,660,613	83.12	82.98
24	2,487,322	16,120,887,195	2,011,299	13,359,280,654	6,225	23,006,507	82.87	82.73
25	2,457,438	16,557,496,699	2,015,450	13,876,736,876	6,475	26,884,957	83.81	83.65
26	2,421,158	16,723,510,259	2,001,644	14,106,030,354	5,297	26,108,590	84.35	84.19
27	2,375,651	16,380,535,881	1,977,612	13,797,155,752	5,015	27,880,656	84.23	84.06
28	2,311,409	16,387,869,739	1,919,264	13,905,225,190	5,392	30,867,745	84.85	84.66
29	2,224,766	16,278,577,559	1,875,324	13,917,151,389	5,415	29,305,663	85.49	85.31
30	2,176,135	16,421,965,036	1,836,242	14,026,722,751	5,741	35,811,571	85.41	85.20
元	2,120,627	16,051,879,878	1,470,477	13,884,011,014	5,264	32,755,187	86.49	86.29
R2	2,672,559	15,625,699,286	2,378,816	13,901,112,087	7,536	37,814,201	88.96	88.72
R3	1,991,256	15,599,290,860	1,829,122	14,283,487,452	8,428	48,091,361	91.56	91.26
R4	1,964,696	16,022,491,539	1,782,489	14,449,714,252	9,897	45,613,498	90.18	89.90
R5	1,929,026	15,463,837,084	1,753,856	14,021,188,136	13,443	80,400,705	90.67	90.15
R6	1,940,620	17,301,952,949	1,682,303	15,500,114,491	10,231	45,757,251	89.59	89.32

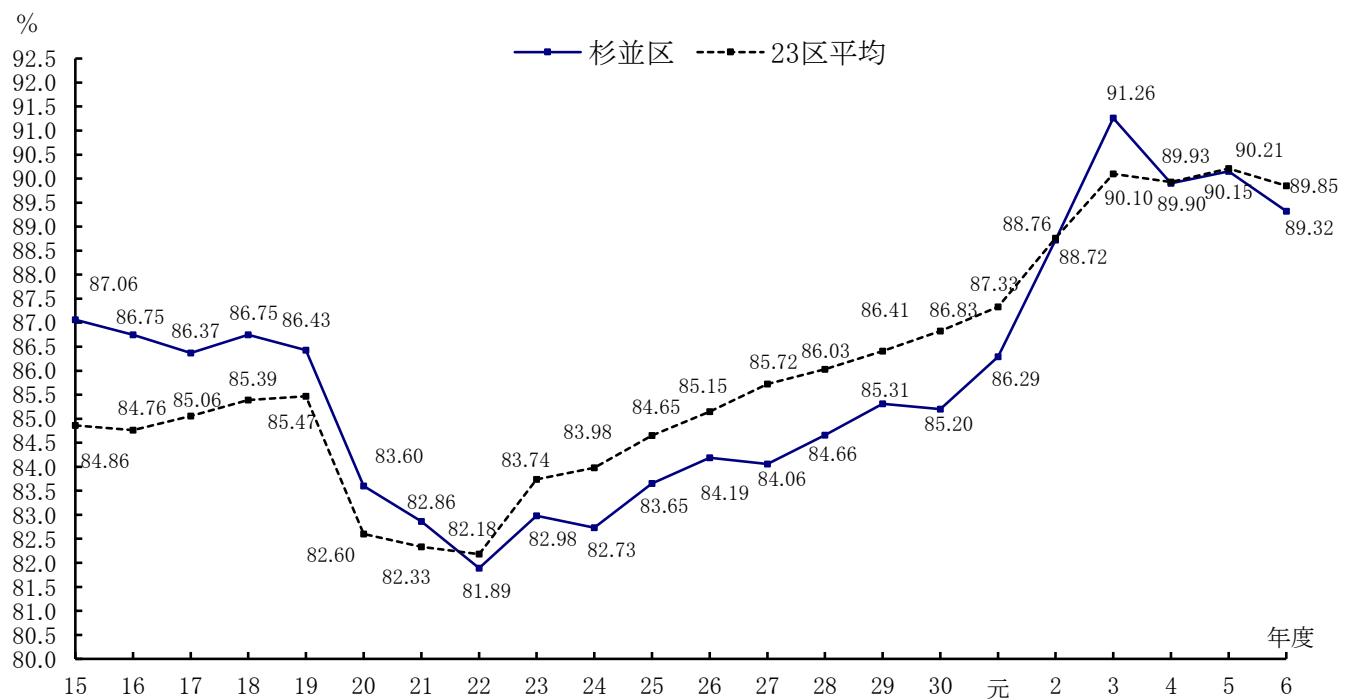
イ 滞納繰越分

年 度	調 定 A		収 納 B		還付未済 C		収 納 率	
	金額		金額		金額		B/A	(B-C)/A
	円		円		円		%	%
23	5,175,740,180		1,571,884,669		1,784,881		30.37	30.34
24	5,046,268,977		1,605,530,454		2,620,135		31.82	31.76
25	5,449,684,175		1,687,004,445		2,627,002		30.96	30.91
26	4,958,996,012		1,697,259,702		2,897,009		34.23	34.17
27	4,778,604,330		1,612,806,238		2,002,999		33.75	33.71
28	4,438,902,852		1,564,690,358		2,892,880		35.25	35.18
29	4,267,370,994		1,586,351,991		1,939,713		37.17	37.13
30	3,780,329,676		1,600,176,552		3,945,402		42.33	42.22
元	3,227,932,695		1,364,467,483		3,041,007		42.27	42.18
R2	3,046,541,602		1,049,910,477		5,288,654		34.46	34.29
R3	2,839,582,972		800,544,040		2,999,788		28.19	28.09
R4	2,313,786,745		716,106,362		2,849,056		30.95	30.83
R5	2,284,629,813		817,467,228		5,036,901		35.78	35.56
R6	2,395,830,928		831,145,458		2,572,813		34.69	34.58

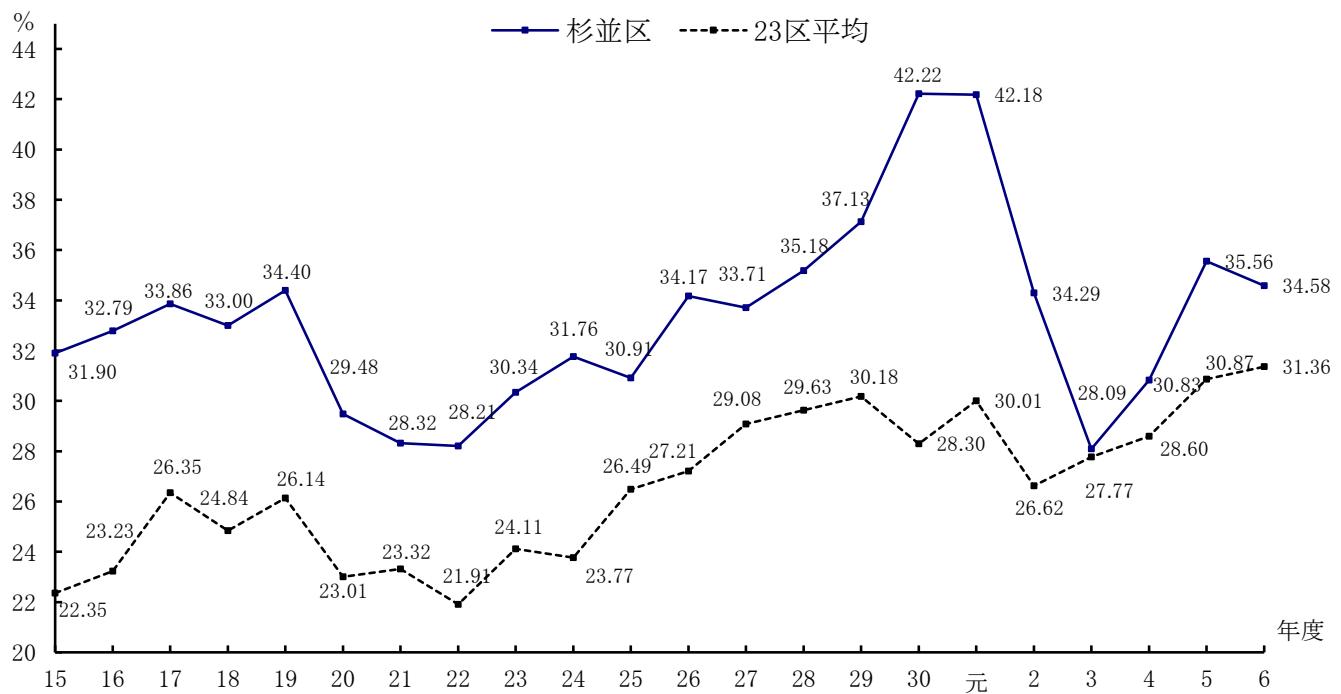
※調定額は、現年分、滞納繰越分とともに居所不明分を差し引いた金額である。

### (3) 保険料収納率の推移

#### ア 現年分



#### イ 滞納繰越分



(4) 均等割、所得割、限度額世帯の世帯割合と保険料負担割合(当初賦課)

ア 世帯構成別の世帯数(当初賦課)

令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度	均等割のみの世帯		所得割のある世帯		限度額の世帯 構成比	合計
	世帯	構成比	世帯	構成比		
40,005	44.25%	47,932	53.02%	2,468	2.73%	90,405
39,822	45.74%	44,171	50.73%	3,073	3.53%	87,066
41,296	48.67%	41,065	48.40%	2,490	2.93%	84,851
38,181	45.17%	42,884	50.74%	3,456	4.09%	84,521
38,167	44.98%	43,806	51.62%	2,886	3.40%	84,859

※基礎賦課額(医療分)

イ 世帯構成別の調定額(当初賦課)

令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度	均等割のみの世帯		所得割のある世帯		限度額の世帯 構成比	合計
	千円	構成比	千円	構成比		
1,701,895	11.10%	11,303,428	73.74%	2,323,896	15.16%	15,329,219
1,693,845	10.75%	11,164,464	70.87%	2,896,348	18.38%	15,754,657
1,828,185	11.97%	11,093,396	72.63%	2,352,213	15.40%	15,273,794
1,994,810	11.72%	11,923,145	70.02%	3,108,777	18.26%	17,026,732
1,929,531	11.73%	11,757,035	71.48%	2,761,929	16.79%	16,448,495

※基礎賦課額(医療分)、介護納付金賦課額(介護分)及び後期高齢者支援金賦課額(支援金分)の合算額

(5) 保険料(現年分)負担額状況

年度	調定額		1人あたり収納額
	1世帯あたり	1人あたり	
2	円 174,544	円 130,986	円 116,283
3	178,947	135,189	123,507
4	187,220	143,172	128,803
5	183,899	142,355	128,708
6	206,577	162,066	144,681

(6) 保険料(均等割額)減額賦課状況

年 度	賦課期日被保険者		7割減額		5割減額		2割減額		合計		軽減額合計 円
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	
			世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	
2	91,035	121,600	28,014	32,743	8,475	12,565	7,137	11,080	43,626	56,388	1,990,148,298
3	88,953	118,118	27,429	32,183	8,346	12,310	6,986	10,811	42,761	55,304	1,556,515,427
4	87,042	114,365	29,599	34,366	7,846	11,512	6,503	9,919	43,948	55,797	1,636,562,113
5	84,904	110,385	30,561	35,092	7,583	11,164	6,243	9,531	44,387	55,787	1,766,226,396
6	84,565	108,313	31,642	35,924	7,616	10,992	6,271	9,368	45,529	56,284	1,900,358,294

%表示は構成比

(7) 未就学児に係る均等割保険料軽減

年 度	軽減内容		
	世帯数	人員	軽減金額 円
4	件 2,146	人 2,628	44,513,822
5	2,097	2,546	44,908,792
6	1,902	2,288	44,204,258

※未就学児に係る均等割保険料軽減は、令和4年度より実施。

※各年度末時点で6歳以下の国民健康保険被保険者の均等割保険料を5割減額。

(8) 産前産後期間に係る保険料軽減

年 度	軽減内容		
	世帯数	人員	軽減金額 円
5	件 62	人 62	1,697,504
6	264	264	11,119,700

※産前産後期間に係る保険料軽減は、令和6年1月より実施。

※出産する(した)被保険者に係る保険料を、次のとおり減額する。

- ・単胎出産…出産する(した)月の前月から4カ月分
- ・多胎出産…出産する(した)月の3カ月前から6カ月分

(9) 保険料一般減免状況

年 度	減 額		免 除		合 計	
	件 数	金 額 円	件 数	金 額 円	件 数	金 額 円
2	件 549	23,812,391	件 36	円 1,658,974	件 585	円 25,471,365
3	547	26,984,083	27	1,800,361	574	28,784,444
4	288	6,417,727	39	2,082,450	327	8,500,177
5	272	6,306,455	35	2,485,656	307	8,792,111
6	249	7,919,552	29	1,968,539	278	9,888,091

(10) 新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免状況

年 度	減額		免除		合計	
	件 数	金額 円	件 数	金額 円	件 数	金額 円
2	2,950	275,305,458	1,761	288,876,139	4,711	564,181,597
3	464	84,344,803	867	129,817,130	1,331	214,161,933
4	194	36,181,882	353	50,183,172	547	86,365,054

※令和2年度分には、令和元年度(2月期及び3月期のみ)分の減免を含む。

※新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免は、令和4年度まで実施。

## 7. 保健事業

糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、特定健康診査・特定保健指導を実施しています。また、健診・医療情報等のデータ分析に基づいた効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、特定健康診査等実施計画やデータヘルス計画を策定し、被保険者の健康保持増進と医療費の適正化を目指した保健事業を推進しています。

### (1) 特定健康診査・特定保健指導

高齢者の医療の確保に関する法律により、40歳以上の国民健康保険被保険者に対し、生活習慣病の発症や重症化を予防し、中長期的には医療費の増加を抑えることを目的とした国保特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

#### ① 特定健康診査

年度	対象者数	受診者数	受診率
6	61,494人	30,354人	43.4%

#### ② 特定保健指導

年度	種別	対象者数	支援終了者数	終了率
6	動機付け支援	1,826人	170人	9.3%
	積極的支援	861人	64人	7.4%

※特定健康診査、特定保健指導の人数は、国保連システム8月進捗・実績管理表による。

### (2) 特定健康診査受診勧奨

特定健康診査の未受診者に対し個別的な受診勧奨通知を送付し、受診率の向上を図っています。

年度	種別	勧奨実施数
6	特定健康診査受診勧奨	19,946人

### (3) 医療機関受診勧奨

特定健康診査結果データから医療機関への受診が必要な方に対し、文書で医療機関受診勧奨を行っています。

年度	種別	勧奨実施数
6	受診勧奨	754人

### (4) 糖尿病腎症等重症化予防事業

特定健康診査の結果から、糖尿病性腎症等の重症化により人工透析等の治療が必要

となる重篤な合併症の発症を予防するため、医療機関未受診者・受診中断者に対して、医療機関受診勧奨を行うことにより治療に結びつけるとともに、糖尿病性腎症等で通院する方のうち、重症化リスクの高い方に対しては、かかりつけ医と連携した保健指導を実施しています。

年度	種別	実施数
6	受診勧奨	200 人
	参加勧奨	200 人
	保健指導	3 人

#### (5) 適正な受診・服薬の促進

重複・多剤服薬者に対し服薬啓発通知を送付し、服薬の適正化を図ることにより被保険者の健康の保持・増進及び医療費の適正化を図ります。

年度	種別	実施数
6	重複・多剤服薬該当者	33 人
	重複服薬のみの該当者	17 人
	多剤服薬のみの該当者	50 人

#### (6) 生活習慣病早期介入事業

健康意識の醸成と自発的な改善行動による生活習慣病の回避と被保険者の健康保持増進及び医療費の適正化を図るため、特定健診の結果から将来の生活習慣病リスクが予測される被保険者 1,980 人を対象に、AI により算出した 3 年先までの健診結果の予測値と、予測に基づいた生活習慣改善のためのアドバイスを記載したシートを送付しています。

年度	実施者数
6	1,980 人

#### (7) 生活習慣病予防イベント

生活習慣病の予防・改善、保健事業の理解促進等のため、パネル展示等のイベントを区役所ロビーで実施しました。

実施期間 10 月 29 日～10 月 31 日（計 3 日間）

#### (8) すぎこく健康チャレンジ事業（令和 6 年度をもって廃止）

健康づくりに取り組む被保険者に対してインセンティブを提供することにより、「自らの健康は自らが作る」という意識を醸成し、健康無関心層を含めた生活習慣改善に向けたインセンティブ事業「すぎこく健康チャレンジ」を実施しました。

## (9) 提携保養施設

全国の「亀の井ホテル等（旧かんぽの宿）」を利用する際、保険証の提示を要件として、割引料金（利用プランから、1人1泊につき500円引き）で利用できます。なお、利用できる施設は、33施設（6年度）から2施設（7年度）になりました。

## (10) 温泉センター割引利用券の配布

数馬の湯、もえぎの湯、瀬音の湯、つるつる温泉の4か所の割引利用券を配布しています。（入館料金の補助 令和6年4月1日～令和7年3月31日）  
(割引利用券事業は東京都国民健康保険団体連合会の事業)

## (11) 医療費通知

被保険者に健康に対する認識を深めていただくこと等を目的として、かかった医療費を世帯主宛に通知しています。

### ① 通知内容

- ・受診年月に関すること。・受診した（施術を受けた）医療機関等の名称に関すること。
- ・受診者に関すること。・入院・通院・歯科・薬局・接骨の区別に関すること。
- ・医療費の額に関すること。・入院・通院の日数（薬局は回数）に関すること。

### ② 通知状況

年 度	対 象 月	通 知 月	通 知 世 帯 数	レ セ プ ト 件 数
2	令和元年11月から令和2年6月	11月	73,683	1,129,017
	令和2年7月から令和2年10月	2月	65,067	564,327
3	令和2年11月から令和3年6月	11月	72,947	1,142,796
	令和3年7月から令和3年10月	2月	65,550	577,922
4	令和2年11月から令和3年6月	11月	73,421	1,140,671
	令和3年7月から令和3年10月	2月	63,713	568,058
5	令和4年11月から令和5年6月	11月	69,324	1,126,301
	令和5年7月から令和5年10月	2月	62,395	577,128
6	令和5年11月から令和6年6月	11月	68,515	1,119,019
	令和6年7月から令和6年10月	2月	61,538	563,074

## 8. 趣旨普及

### (1) 国保だより

号 数	発行年月	部 数	配布方法	主 な 内 容
171号	6年5月	90,000	国保のてびきに同封し送付	<ul style="list-style-type: none"><li>・国保のてびき等の送付について</li><li>・6年度保険料について</li><li>・資格の適正について</li><li>・保険料の納付について</li><li>・入院時の食事代について</li><li>・医療費の適正化について</li><li>・特定健康診査・特定保健指導について</li></ul>

### (2) パンフレット

#### 国保のてびき

発行年月	部 数	配布方法	目的
6年5月	106,500	国保だよりを同封し送付 (新規加入者等は窓口配付)	国民健康保険制度周知

#### 杉並区・国民健康保険の手引き（外国人向け案内冊子）

発行年月	部 数	配布方法	目的
6年7月	5,000	窓口配布	外国人への国民健康保険制度周知

### (3) ポスター

発行年月	部 数	配布方法	目的
7年1月	1,400	区内医療機関に郵送、庁内などに掲示	国民健康保険の資格適正促進の周知

### (4) 事業概要（すぎなみの国保）

発行年月	部 数	配布方法	目的
6年11月	150	関係各課、各機関等に配付	国民健康保険事業実績の周知

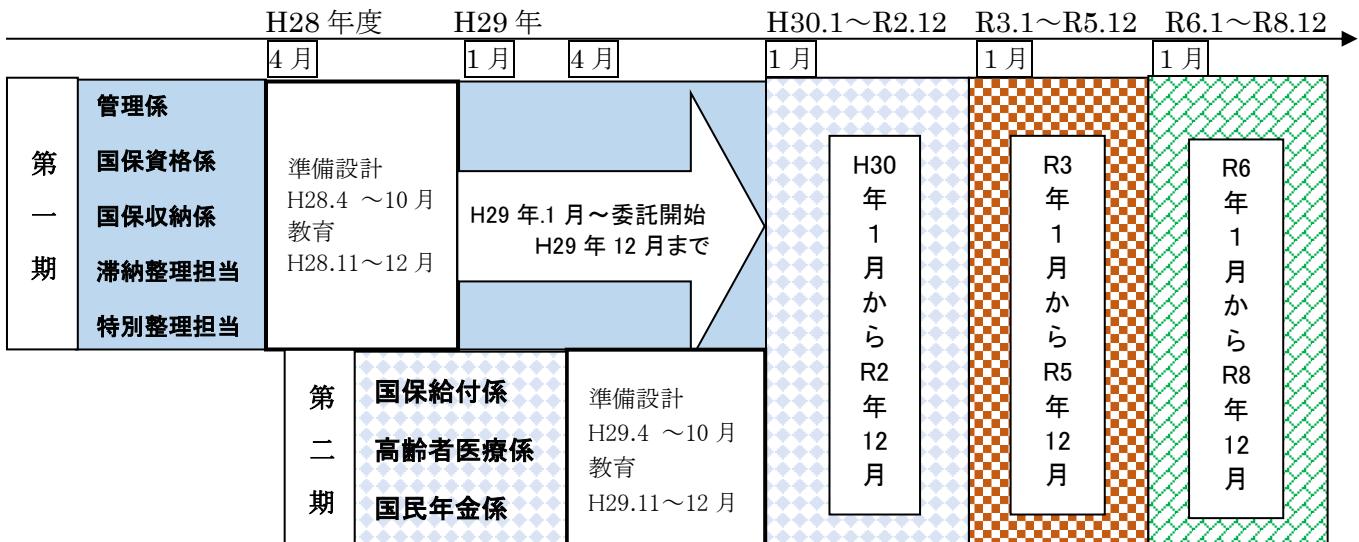
## 9. 国保年金課業務の外部委託の概要

国保年金課の業務のうち、公権力の行使にあたる業務、判断基準の定型化が困難な業務及び政策形成に関わる業務を除いた定型化が可能な業務を民間で実施可能な業務とし、その内容を民間の専門業者による業務分析により明確にしました。

業務分析結果に基づき、一定の専門性はあるが定型化の可能な業務については委託することとし、国保年金課の委託業務が広範囲に及ぶため、係単位別に段階を追って平成28年度中から外部委託を始め、平成30年1月からは課全体で外部委託を開始しました。

### 1 業務委託の開始時期

円滑な業務移管を行うため、平成28年度～29年度の2段階に分けて係毎に移管しました。



### 2 受託事業者

H30.1～R2.12まで (株)DACS、(株)ベルシステム24、(株)エヌ・ティ・ティ・データ共同事業体

(株)DACS	管理係、国保収納係、滞納整理・特別整理担当、国保給付係、国民年金係
(株)ベルシステム24	国保資格係、高齢者医療係
(株)エヌ・ティ・ティ・データ	運営管理事務局として全体とりまとめ

R3.1～ (株)ベルシステム24

### 3 主な委託範囲…窓口での申請受付や電話対応業務、システム入力などの内部処理業務を委託

係名	事業者へ委託する業務
管理係	提携保養施設等の案内、文書交換業務・郵送事務
国保資格係	資格・保険料に関する電話や窓口の問合せ対応、資格の取得や喪失等の届出・受付及びデータ入力
国保収納係	保険料の窓口収納、口座振替、還付・充当、年金特徴等収納事務に関する問合せ対応や通知書作成及びデータ入力
滞納整理担当 特別整理担当	保険料未納分に関する電話や窓口の問合せ対応、財産調査に関する資料作成及びデータ入力、統計資料作成
国保給付係	給付に関する電話や窓口での問合せ対応 療養費等の支払い及び不当利得事務に関する資料作成及びデータ入力
高齢者医療係	後期高齢者医療制度に関する電話や窓口での問合せ対応、資格等日次処理、還付処理等の資料作成及びデータ入力
国民年金係	国民年金に関する電話や窓口での問合せ対応 新規取得・種別変更や保険料免除申請等の事務やチェック作業等

## 10. 国保財政

### (1) 令和6年度決算収支状況

#### ア 嶸 入

科 目		予算現額	収入済額	予算現額に 対する増減	収入済額 構成比	1人当り 収入額
国民健康保険料		円 16,213,218,000	円 16,331,259,949	円 118,041,949	% 30.36	円 152,217
国庫支出金	災害臨時特例補助金	144,000	144,000	0	0.00	1
	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	31,194,000	31,194,000	0	0.06	291
	計	31,338,000	31,338,000	0	0.06	292
都支出金	保険給付費等交付金 普通交付金	30,631,799,000	30,610,854,540	△ 20,944,460	56.91	285,312
	保険給付費等交付金 特別交付金	483,988,000	469,839,000	△ 14,149,000	0.87	4,379
	計	31,115,787,000	31,080,693,540	△ 35,093,460	57.78	289,691
繰入金	保険基盤安定繰入金	3,108,417,000	3,108,416,118	△ 882	5.78	28,972
	未就学児均等割保険料 繰入金	45,069,000	45,068,776	△ 224	0.08	420
	その他一般会計繰入金	2,236,600,000	2,236,600,000	0	4.16	20,846
	産前産後保険料繰入金	13,537,000	13,536,400	△ 600	0.03	126
	計	5,403,623,000	5,403,621,294	△ 1,706	10.05	50,365
繰 越 金		842,222,000	842,222,457	457	1.57	7,850
その他の収入		77,068,000	103,755,053	26,687,053	0.19	967
合 計		53,683,256,000	53,792,890,293	109,634,293	100	501,383

イ 島 出

科 目	予算現額	支出済額	残 額	支出済額 構成比	1人当り 支出額
	円	円	円	%	円
総 務 費	1,157,652,000	1,083,108,616	74,543,384	2.05	10,095
保 險 給 付 費	療養給付費	26,377,303,000	26,054,043,493	323,259,507	49.26
	療 養 費	378,666,000	364,098,608	14,567,392	0.69
	審査支払手数料	83,169,000	80,724,723	2,444,277	0.15
	高額療養費	3,740,023,000	3,690,119,420	49,903,580	6.98
	移 送 費	2,000	0	2,000	0
	出産育児諸費	157,067,000	131,312,267	25,754,733	0.25
	葬 祭 費	35,000,000	30,310,000	4,690,000	0.06
	結核・精神医療給付金	52,636,000	51,478,955	1,157,045	0.10
	傷病手当金	2,100,000	568,193	1,531,807	0.00
	計	30,825,966,000	30,402,655,659	423,310,341	57.49
國 民 健 康 保 障 事 業 費 納 付 金	医療給付費分	14,004,518,000	14,004,517,398	602	26.48
	後期高齢者支援金等分	4,698,207,000	4,698,206,340	660	8.88
	介護納付金分	1,714,167,000	1,714,166,152	848	3.24
	計	20,416,892,000	20,416,889,890	2,110	38.60
保健事業費	547,197,000	441,798,844	105,398,156	0.84	4,118
その他の支出	544,324,000	543,221,862	1,102,138	1.03	5,063
予 備 費	191,225,000	0	191,225,000	0	0
合 計	53,683,256,000	52,887,674,871	795,581,129	100	492,946

(2) 国保財政状況

ア 島 入

年 度	保 険 料		国庫支出金		都支出金		繰 入 金		繰 越 金		そ の 他		合 計	
	収入額	対前年 伸 率	収入額	対前年 伸 率	収入額	対前年 伸 率	収入額	対前年 伸 率	収入額	対前年 伸 率	収入額	対前年 伸 率	収入額	対前年 伸 率
2	千円 14,951,023	% △ 1.95	千円 325,510	% 52,571.52	千円 31,199,175	% △ 3.95	千円 4,984,558	% △ 7.96	千円 366,507	% 75.41	千円 95,482	% 65.26	千円 51,922,254	% △ 2.79
3	15,084,031	0.89	132,872	△ 59.18	32,457,461	4.03	4,229,853	△ 15.14	1,160,709	216.69	96,867	1.45	53,161,793	2.39
4	15,165,821	0.54	195	△ 99.85	32,121,668	△ 1.03	4,523,284	6.94	1,200,791	3.45	80,379	△ 17.02	53,092,138	△ 0.13
5	14,838,655	△ 2.16	2,124	989.23	31,486,362	△ 1.98	6,547,465	44.75	892,566	△ 25.67	89,824	11.75	53,856,996	1.44
6	16,331,260	10.06	31,338	1,375.42	31,080,694	△ 1.29	5,403,621	△ 17.47	842,222	△ 5.64	103,755	15.51	53,792,890	△ 0.12

イ 島 出

年 度	総 務 費		保 険 給付費		國民健 康保 険費 納付 金		共同事 業拠 出金		保健事 業費		そ の 他		合 計	
	支出額	対前年 伸 率	支出額	対前年 伸 率	支出額	対前年 伸 率	支出額	対前年 伸 率	支出額	対前年 伸 率	支出額	対前年 伸 率	支出額	対前年 伸 率
2	千円 1,058,491	% 5.46	千円 30,119,281	% △ 5.47	千円 18,735,816	% △ 2.87	千円 5	0.00	千円 477,261	% △ 4.49	千円 370,690	% △ 4.99	千円 50,761,544	% △ 4.31
3	1,090,144	2.99	31,496,337	4.57	18,330,253	△ 2.16	0	—	千円 479,792	% 0.53	千円 564,477	% 52.28	千円 51,961,002	2.36
4	1,038,405	△ 4.75	31,186,578	△ 0.98	18,909,873	3.16	0	—	千円 494,095	% 2.98	千円 570,619	% 1.09	千円 52,199,572	0.46
5	1,097,062	5.65	30,816,416	△ 1.19	20,002,454	5.78	1	—	千円 433,817	% △ 12.20	千円 665,023	% 16.54	千円 53,014,774	1.56
6	1,083,109	△ 1.27	30,402,656	△ 1.34	20,416,890	2.07	0	—	千円 441,799	% 1.84	千円 543,222	% △ 18.32	千円 52,887,675	△ 0.24

(3) 1世帯当たり費目別状況

ア 峰 入

上段:金額  
下段:構成比

年度	保険料	国 支 出 金	都支出金	繰入金	繰越金	その他	合 計
2	円 166,366	円 3,622	円 347,167	円 55,465	円 4,078	円 1,062	円 577,761
	28.80%	0.63%	60.09%	9.60%	0.71%	0.18%	100%
3	172,224	1,517	370,587	48,295	13,253	1,106	606,981
	28.37%	0.25%	61.05%	7.96%	2.18%	0.18%	100%
4	176,507	2	373,847	52,644	13,975	935	617,911
	28.57%	0.00%	60.50%	8.52%	2.26%	0.15%	100%
5	175,911	25	373,269	77,620	10,581	1,065	638,472
	27.55%	0.00%	58.46%	12.16%	1.66%	0.17%	100%
6	194,205	373	369,599	64,258	10,015	1,234	639,683
	30.36%	0.06%	57.78%	10.05%	1.57%	0.19%	100%

イ 峰 出

上段:金額  
下段:構成比

年度	総務費	保 險 給 付 費	国民健康 保険事業 費納付金	共同事業 拠出金	保 事 業 費	健 費	その他	合 計
2	円 11,778	円 335,150	円 208,482	円 0	円 5,311	円 4,125	円 564,846	
	2.09%	59.33%	36.91%	0.00%	0.94%	0.73%	100%	
3	12,447	359,613	209,288	0	5,478	6,445	593,270	
	2.10%	60.62%	35.28%	0.00%	0.92%	1.09%	100%	
4	12,085	362,964	220,082	0	5,751	6,641	607,523	
	1.99%	59.74%	36.23%	0.00%	0.95%	1.09%	100%	
5	13,006	365,327	237,128	0	5,143	7,884	628,487	
	2.07%	58.13%	37.73%	0.00%	0.82%	1.25%	100%	
6	12,880	361,536	242,789	0	5,254	6,460	628,919	
	2.05%	57.49%	38.60%	0.00%	0.84%	1.03%	100%	

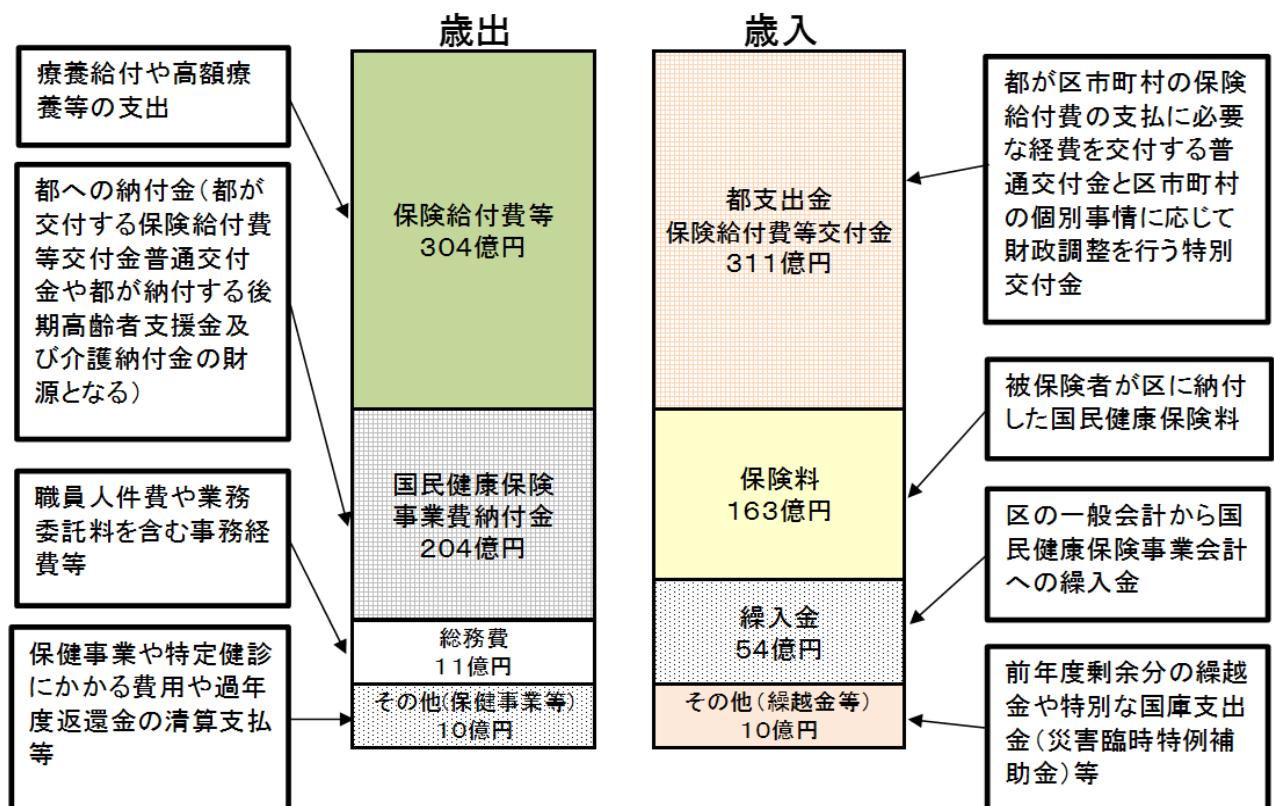
(4) 被保険者1人当たり費目別状況

ア歳入							
年度	保険料	国 支 出 金	都支出金	繰入金	繰越金	その他	合計
2	円 124,792	円 2,717	円 260,410	円 41,605	円 3,059	円 797	円 433,379
	28.80%	0.63%	60.09%	9.60%	0.71%	0.18%	100%
3	130,018	1,145	279,770	36,460	10,005	835	458,232
	28.37%	0.25%	61.05%	7.96%	2.18%	0.18%	100%
4	134,835	2	285,584	40,215	10,676	715	472,027
	28.57%	0.00%	60.50%	8.52%	2.26%	0.15%	100%
5	136,012	19	288,606	60,015	8,181	823	493,657
	27.55%	0.00%	58.46%	12.16%	1.66%	0.17%	100%
6	152,217	292	289,691	50,365	7,850	967	501,383
	30.36%	0.06%	57.78%	10.05%	1.57%	0.19%	100%

イ歳出							
年度	総務費	保 給 付 費	国民健康 保険事業 費納付金	共同事業 拠出金	保 事 業 費	その他	合計
2	円 8,835	円 251,396	円 156,382	円 0	円 3,984	円 3,094	円 423,691
	2.09%	59.33%	36.91%	0.00%	0.94%	0.73%	100%
3	9,397	271,485	157,999	0	4,136	4,866	447,882
	2.10%	60.62%	35.28%	0.00%	0.92%	1.09%	100%
4	9,232	277,271	168,122	0	4,393	5,073	464,091
	1.99%	59.74%	36.23%	0.00%	0.95%	1.09%	100%
5	10,056	282,465	183,344	0	3,976	6,096	485,937
	2.07%	58.13%	37.73%	0.00%	0.82%	1.25%	100%
6	10,095	283,372	190,298	0	4,118	5,063	492,946
	2.05%	57.49%	38.60%	0.00%	0.84%	1.03%	100%

※「10. 国保財政」の(1)～(4)については、端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

## 令和6年度国民健康保険事業会計の概要



令和6年度の国民健康保険事業の経費を  
1,000円あたりに換算してみました。

国保加入者が病院等にかかった費用額のうち、保険者が負担した額	医療給付費分として東京都に納付した額	後期高齢者支援金分として東京都に納付した額	介護納付金分として東京都に納付した額
569.3円 	264.8円 	88.8円 	32.4円 
職員人件費、納付書等の印刷や郵送料、広報紙の作成など、国保事業の運営に要した額	出産や死亡に対して給付した額	医療機関等から請求されたレセプト内容の審査や、支払いなどに要した額	特定健診・保健指導などの保健事業、結核・精神医療給付・傷病手当金などに要した額
20.5円 	3.1円 	1.5円 	19.6円 

## 11. 国保のあゆみ（平成12年以降）

年 月	主 な 事 項
12. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>(1) 保険料の賦課額の改定</p> <p>(2) 保険料の改定</p> <p>医療分 所得割税率 100 分の 187 を 100 分の 194 に改定 介護分 所得割税率 100 分の 14 を新設 均等割額 7,200 円を新設 限度額 70,000 円を新設</p> <p>(3) 基礎賦課総額の新設 介護納付金賦課総額の新設</p>
4	<p>医療費改正（医科 2.0%、歯科 2.0%、調剤 0.8%引き上げ） 薬価基準 7.0%引き下げ</p>
13. 1	<p>法の一部改正（1.1 施行）</p> <p>(1) 高額療養費の自己負担限度額 1 ヶ月 63,600 円を次のとおり改定 一般世帯 <math>63,600 \text{ 円} + (\text{医療費} - 318,000 \text{ 円}) \times 0.01</math> 上位所得者 <math>121,800 \text{ 円} + (\text{医療費} - 609,000 \text{ 円}) \times 0.01</math> 特別区民税非課税世帯 35,400 円のまま据え置き</p> <p>(2) 入院時の食事負担一日 760 円を一日 780 円に改定</p> <p>(3) 海外療養費の新設</p> <p>(4) 住所地特例の拡大 長期入院した場合も住所地特例とする</p>
3	<p>条例の一部改正（13.4.1 施行）</p> <p>(1) 運営協議会の会議の公開を規定</p> <p>(2) 保険料の改定</p> <p>医療分 均等割額 26,100 円を 27,300 円に改定 介護分 所得割税率 100 分の 14 を 100 分の 19 に改定 均等割額 7,200 円を 8,100 円に改定</p> <p>(3) 医療分保険料の賦課割合 67 : 33 を 66 : 34 に改定 国民健康保険出産費資金貸付基金条例の制定（13.3.15 施行）</p>
14. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>保険料の改定</p> <p>医療分 保険料賦課総額の賦課割合 66 : 34 を 64 : 36 に改定 介護分 均等割額 8,100 円を 7,800 円に改定</p>

14. 4	医療費改定 医科 1.3%、歯科 1.3%、調剤 1.3%引き下げ（4.1 改定） 薬価基準 1.4%引き下げ（4.1 改定）
10	<p>法の一部改正（10.1 施行）</p> <p>1 一部負担金の割合の変更            3歳未満の乳幼児の一部負担金の割合を3割から2割に引き下げ            老人保健制度の対象年齢が75歳に引き上げられることに伴い、70歳以上の被保険者の一部負担金の割合は、所得に応じて1割又は2割の負担に改正</p> <p>2 高額療養費の自己負担限度額を変更            70歳未満            一般世帯 <math>72,300 \text{ 円} + (\text{医療費} - 361,500 \text{ 円}) \times 0.01</math>            上位所得者 <math>139,800 \text{ 円} + (\text{医療費} - 699,000 \text{ 円}) \times 0.01</math>            70歳以上            外来（個人ごと） 外来・入院（世帯単位）            一定以上所得者 40,200 円 70歳未満一般と同じ            一般 12,000 円 40,200 円            低所得者Ⅱ 8,000 円 24,600 円            低所得者Ⅰ 8,000 円 15,000 円</p> <p>3 退職被保険者等に係る老人医療拠出金は、退職者医療制度で2分の1から全額負担に改正</p>
15. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 税課方式の変更            年2回4月、7月に算出していた方法から、6月に当該年度住民税による年1回の算出、賦課方式に変更。</p> <p>2 保険料の改定            医療分 所得割料率 100分の194を100分の204に改定            均等割額 27,300円を29,400円に改定            介護分 所得割料率 100分19を100分の23に改定            均等割額 7,800円を9,000円に改定</p> <p>法施行規則の一部改正            被保険者証を一人1枚のカード様式に変更（4.1の更新時より）</p>
4	<p>法の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 退職被保険者等の一部負担割合の変更            退職被保険者本人 外来2割 入院2割            退職被保険者の被扶養者 外来3割 入院2割 } を全て3割に引き上げ</p>

	<p>2 高額療養費の自己負担限度額を変更 70歳未満</p> <p>一般世帯 72,300円+（医療費-241,000円）×0.01 上位所得者 139,800円+（医療費-466,000円）×0.01</p> <p>3 保険料徴収事務を私人（コンビニエンスストア等）に委託できるように改正</p>
15. 6	全国で初めてコンビニエンスストアでの国民健康保険料の納付を開始
16. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100分の204を100分の208に改定 均等割額 29,400円を30,200円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100分の23から100分の25に改定 均等割額 9,000円から10,800円に改定</p>
4	医療費改定 薬価基準 1.0%引き下げ（4.1 改定）
17. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>保険料の改定</p> <p>医療分 均等割額 30,200円を32,100円に改定 介護分 所得割料率 100分の25から100分の32に改定 均等割額 10,800円から12,000円に改定</p>
4	<p>法の一部改正（4.1 施行）</p> <p>市区町村が行う国民健康保険における保険給付等に要する費用に対する国庫負担を見直し、都道府県負担を導入</p>
5	画像レセプト情報管理システムの導入 資格・内容点検、過誤・再審査申出等の給付事務を効率的に行うため、画像レセプト情報管理システムを導入した。
18. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100分の208を100分の182に改定 均等割額 32,100円を33,300円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100分の32から100分の36に改定</p>

18. 4	<p>医療費改定 医科 1.5% 歯科 1.5% 調剤 0.6%引き下げ（4.1 改定）          薬価基準 1.8%引き下げ（4.1 改定）          精神医療給付金の対象者と給付額の改定          入院時食事療養費の標準負担額が、1日 780 円から 1 食 260 円に改定</p> <p>6 健康保険法等の一部を改正する法律（医療制度改革法案）の成立</p> <p>10 法の一部改正（10.1 施行）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一部負担金の割合の変更 70歳以上の被保険者の一部負担金の割合を所得に応じて 2 割から 3 割に改定</li> <li>2 高額療養費の自己負担限度額を改定 70歳未満           <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">一般世帯</td> <td style="width: 33%;">80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 0.01</td> </tr> <tr> <td>上位所得者</td> <td>150,000 円 + (医療費 - 500,000 円) × 0.01</td> </tr> <tr> <td>70歳以上</td> <td>外来 外来・入院（世帯単位）</td> </tr> <tr> <td>一定以上所得者</td> <td>44,400 円 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 0.01</td> </tr> <tr> <td>一般世帯</td> <td>変更なし 44,400 円</td> </tr> </table> </li> <li>3 特定療養費を廃止し、保険外併用療養費と入院時生活療養費を新設</li> <li>4 人工透析を必要とする 70歳未満の上位所得者の自己負担限度額を 10,000 円から 20,000 円に改定</li> </ol>	一般世帯	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 0.01	上位所得者	150,000 円 + (医療費 - 500,000 円) × 0.01	70歳以上	外来 外来・入院（世帯単位）	一定以上所得者	44,400 円 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 0.01	一般世帯	変更なし 44,400 円
一般世帯	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 0.01										
上位所得者	150,000 円 + (医療費 - 500,000 円) × 0.01										
70歳以上	外来 外来・入院（世帯単位）										
一定以上所得者	44,400 円 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 0.01										
一般世帯	変更なし 44,400 円										
19. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保険料の改定           <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">医療分 所得割料率 100 分の 182 を 100 分の 124 に改定</td> <td style="width: 33%;">均等割額 33,300 円を 35,100 円に改定</td> </tr> <tr> <td>介護分 所得割料率 100 分の 36 を 100 分の 20 に改定</td> <td>限度額を 80,000 円から 90,000 円に改定</td> </tr> </table> </li> <li>2 緩和措置の適用 地方税法の改正による税率変更の影響を緩和するため、課税総所得金額 700 万円以下の場合は、課税総所得金額の 2.5%（上限 5 万円）を住民税所得割額から控除し、保険料を算定する措置を設けた。</li> </ol> <p>4 法施行規則の一部改正（4.1 施行）</p> <p>70歳未満の被保険者の入院時に係る高額療養費の現物給付制度を導入。          出産育児一時金の受取代理の実施          被保険者の出産に伴う一時的な費用負担を軽減する制度として、出産育児一時金受取代理制度を導入。</p>	医療分 所得割料率 100 分の 182 を 100 分の 124 に改定	均等割額 33,300 円を 35,100 円に改定	介護分 所得割料率 100 分の 36 を 100 分の 20 に改定	限度額を 80,000 円から 90,000 円に改定						
医療分 所得割料率 100 分の 182 を 100 分の 124 に改定	均等割額 33,300 円を 35,100 円に改定										
介護分 所得割料率 100 分の 36 を 100 分の 20 に改定	限度額を 80,000 円から 90,000 円に改定										

20. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table> <tbody> <tr> <td>医療分</td><td>所得割料率</td><td>100 分の 124 を 100 分の 90 に改定</td></tr> <tr> <td></td><td>均等割額</td><td>35,100 円を 28,800 円に改定</td></tr> <tr> <td></td><td>限度額</td><td>530,000 円を 470,000 円に改定</td></tr> </tbody> </table> <p>後期高齢者支援金分を創設</p> <table> <tbody> <tr> <td>所得割料率</td><td>100 分の 27 とする。</td></tr> <tr> <td>均等割額</td><td>8,100 円とする。</td></tr> <tr> <td>限度額</td><td>120,000 円とする。</td></tr> </tbody> </table> <table> <tbody> <tr> <td>介護分</td><td>所得割料率</td><td>100 分の 20 を 100 分の 18 に改定</td></tr> <tr> <td></td><td>均等割額</td><td>12,000 円を 11,100 円に改定</td></tr> </tbody> </table> <p>2 緩和措置の適用</p> <p>平成 19 年度に引き続き、緩和措置を実施。</p> <p>3 後期高齢者医療制度の創設に伴う経過措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定同一世帯所属者に係る保険料の減額</li> <li>・旧健康保険被扶養者に係る保険料の減免</li> </ul>	医療分	所得割料率	100 分の 124 を 100 分の 90 に改定		均等割額	35,100 円を 28,800 円に改定		限度額	530,000 円を 470,000 円に改定	所得割料率	100 分の 27 とする。	均等割額	8,100 円とする。	限度額	120,000 円とする。	介護分	所得割料率	100 分の 20 を 100 分の 18 に改定		均等割額	12,000 円を 11,100 円に改定
医療分	所得割料率	100 分の 124 を 100 分の 90 に改定																				
	均等割額	35,100 円を 28,800 円に改定																				
	限度額	530,000 円を 470,000 円に改定																				
所得割料率	100 分の 27 とする。																					
均等割額	8,100 円とする。																					
限度額	120,000 円とする。																					
介護分	所得割料率	100 分の 20 を 100 分の 18 に改定																				
	均等割額	12,000 円を 11,100 円に改定																				
4	<p>後期高齢者医療制度の創設</p> <p>75 歳以上の被保険者（寝たきりなどの障害がある 65 歳以上で認定を受けた者）は、国民健康保険適用の対象外となる。</p> <p>法の一部改正（4.1 施行）</p> <p>一部負担金の割合の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3 歳未満の負担割合「2 割」の対象を義務教育就学前（6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで）に拡大。</li> <li>・70 歳から 74 歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた割合を「1 割」から「2 割」に改正。（ただし、平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月までの一年間、負担割合を 1 割に凍結。自己負担限度額も同様に据え置く。）</li> <li>・入院時生活療養費の適用を 70 歳から 65 歳に改正</li> <li>・高額医療・高額介護合算制度の新設</li> <li>・退職者医療制度の廃止</li> </ul> <p>経過措置として、平成 26 年度中までは新規適用を行い、平成 27 年度以降は、退職被保険者全員が 65 歳到達等で一般被保険者となるまで制度を存続する。</p> <p>医療費改定 医科 0.42% 歯科 0.42% 調剤 0.17% 引き上げ（4.1 改定）</p> <p>薬価基準 1.1% 引き下げ（4.1 改定）</p>																					
6	特定健康診査の健診開始（40 歳から 74 歳までの被保険者対象）																					

20. 10	<p>滞納者への納付勧奨を電話で行う「納付センター」を開設 (同時に滞納整理システム稼動)</p> <p>特定保健指導開始（特定健康診査の結果、国が定めた基準により、メタボリックシンドロームが強く疑われる方と予備群の方が対象）</p>
21. 1	<p>「産科医療補償制度」開始に伴い、出産育児一時金を 350,000 円から 380,000 円に改定</p> <p>法施行令等の一部改正（1.1 施行）</p> <p>75 歳到達により後期高齢者医療制度に移行した被保険者等の自己負担限度額を移行月（1 日除く）のみ 1/2 に改定</p>
3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100 分の 90 を 100 分の 68 に改定 均等割額 28,800 円を 27,600 円に改定</p> <p>後期高齢者支援金分を創設</p> <p>所得割料率 100 分の 27 を 100 分の 26 に改定 均等割額 8,100 円を 9,600 円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100 分の 18 を 100 分の 12 に改定 限度額 90,000 円を 100,000 円に改定</p>
4	<p>高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続</p> <p>平成 20 年 4 月に 70 歳から 74 歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担割合を平成 20 年度 1 割に凍結したが、さらに平成 22 年 3 月までの 1 年間継続</p>
10	<p>出産育児一時金</p> <p>妊娠婦の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするための緊急の少子化対策として、出産育児一時金を 380,000 円から 420,000 円に改定するとともに、医療機関等への直接支払制度を開始</p> <p>国民健康保険料の年金からの引き落とし（特別徴収）を開始。国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、住民税を合わせたオンライン画面を作成し、問い合わせにワンストップで対応</p>
22. 1	税申告の保険料控除記載時などの参考資料として、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の年内納付額を記載した通知を送付

22. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table> <tbody> <tr> <td>医療分</td><td>所得割料率</td><td>100 分の 68 を 100 分の 80 に改定</td></tr> <tr> <td></td><td>均等割額</td><td>27,600 円を 31,200 円に改定</td></tr> <tr> <td></td><td>限度額</td><td>470,000 円を 500,000 円に改定</td></tr> </tbody> </table> <p>後期高齢者支援金分</p> <table> <tbody> <tr> <td></td><td>所得割料率</td><td>100 分の 26 を 100 分の 23 に改定</td></tr> <tr> <td></td><td>均等割額</td><td>9,600 円を 8,700 円に改定</td></tr> <tr> <td></td><td>限度額</td><td>120,000 円を 130,000 円に改定</td></tr> </tbody> </table> <p>介護分</p> <table> <tbody> <tr> <td>所得割料率</td><td>100 分の 12 を 100 分の 16 に改定</td></tr> <tr> <td>均等割額</td><td>11,100 円を 12,000 円に改定</td></tr> </tbody> </table> <p>2 保険料減額</p> <p>応益割合にかかわらず、7割、5割、2割減額を一律導入</p> <p>3 旧健康保険被扶養者に係る保険料の条例減免を継続</p> <p>旧健康保険被扶養者に係る 2 年間の経過措置である保険料減免の取り扱いを平成 25 年 3 月 31 日まで延長</p>	医療分	所得割料率	100 分の 68 を 100 分の 80 に改定		均等割額	27,600 円を 31,200 円に改定		限度額	470,000 円を 500,000 円に改定		所得割料率	100 分の 26 を 100 分の 23 に改定		均等割額	9,600 円を 8,700 円に改定		限度額	120,000 円を 130,000 円に改定	所得割料率	100 分の 12 を 100 分の 16 に改定	均等割額	11,100 円を 12,000 円に改定
医療分	所得割料率	100 分の 68 を 100 分の 80 に改定																					
	均等割額	27,600 円を 31,200 円に改定																					
	限度額	470,000 円を 500,000 円に改定																					
	所得割料率	100 分の 26 を 100 分の 23 に改定																					
	均等割額	9,600 円を 8,700 円に改定																					
	限度額	120,000 円を 130,000 円に改定																					
所得割料率	100 分の 12 を 100 分の 16 に改定																						
均等割額	11,100 円を 12,000 円に改定																						
4	<p>高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続</p> <p>平成 20 年 4 月に 70 歳から 74 歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担割合を平成 21 年度 1 割に凍結したが、さらに平成 23 年 3 月までの 1 年間継続</p> <p>医療費改定 医科 1.74% 歯科 2.09% 調剤 0.52% 引き上げ</p> <p>薬価基準 1.36% 引き下げ</p>																						
6	<p>非自発的失業者に対する保険料の軽減措置</p> <p>非自発的失業者が、失業時からその翌年度までの間、前年度の給与所得を 30/100 として保険料を計算する軽減措置の受付を開始。高額療養費等の所得区分の判定についても、給与所得 30/100 として計算</p>																						

23. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料賦課方式の変更と保険料軽減の経過措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料賦課の所得割算定方式を「住民税方式」から「旧ただし書き方式」に変更</li> <li>・賦課方式変更に伴い、保険料負担の増加する階層が生じることから、平成23年度と平成24年度の2年間、住民税非課税と「旧ただし書き所得」が課税標準額の1.5倍を超える場合を対象に、3段階の区分で保険料を軽減する経過措置を設ける</li> </ul> <p>2 保険料の改定</p> <table border="0"> <tr> <td>医療分</td><td>所得割料率</td><td>100分の80を100分の6.13に改定</td></tr> <tr> <td></td><td>限度額</td><td>500,000円を510,000円に改定</td></tr> </table> <p>後期高齢者支援金分</p> <table border="0"> <tr> <td>所得割料率</td><td>100分の23を100分の1.96に改定</td></tr> <tr> <td>限度額</td><td>130,000円を140,000円に改定</td></tr> </table> <p>介護分</p> <table border="0"> <tr> <td>所得割料率</td><td>100分の16を100分の0.98に改定</td></tr> <tr> <td>均等割額</td><td>12,000円を13,200円に改定</td></tr> <tr> <td>限度額</td><td>100,000円を120,000円に改定</td></tr> </table> <p>出産育児一時金の支給額</p> <p>平成23年4月以降も現行の42万円を維持する。小規模な診療所・助産所等を対象に従来の受取代理制度を復活</p>	医療分	所得割料率	100分の80を100分の6.13に改定		限度額	500,000円を510,000円に改定	所得割料率	100分の23を100分の1.96に改定	限度額	130,000円を140,000円に改定	所得割料率	100分の16を100分の0.98に改定	均等割額	12,000円を13,200円に改定	限度額	100,000円を120,000円に改定					
医療分	所得割料率	100分の80を100分の6.13に改定																				
	限度額	500,000円を510,000円に改定																				
所得割料率	100分の23を100分の1.96に改定																					
限度額	130,000円を140,000円に改定																					
所得割料率	100分の16を100分の0.98に改定																					
均等割額	12,000円を13,200円に改定																					
限度額	100,000円を120,000円に改定																					
4	<p>高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続</p> <p>平成20年4月に70歳から74歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担割合を平成22年度1割に凍結したが、さらに平成24年3月までの1年間継続</p>																					
24. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0"> <tr> <td>医療分</td><td>所得割料率</td><td>100分の6.13を100分の6.28に改定</td></tr> <tr> <td></td><td>均等割額</td><td>31,200円を30,000円に改定</td></tr> <tr> <td></td><td>限度額</td><td>510,000円で前年度と同</td></tr> </table> <p>後期高齢者支援金分</p> <table border="0"> <tr> <td>所得割料率</td><td>100分の1.96を100分の2.23に改定</td></tr> <tr> <td>均等割額</td><td>8,700円を10,200円に改定</td></tr> <tr> <td>限度額</td><td>140,000円で前年度と同</td></tr> </table> <p>介護分</p> <table border="0"> <tr> <td>所得割料率</td><td>100分の0.98を100分の1.38に改定</td></tr> <tr> <td>均等割額</td><td>13,200円を14,100円に改定</td></tr> <tr> <td>限度額</td><td>100,000円を120,000円に改定</td></tr> </table>	医療分	所得割料率	100分の6.13を100分の6.28に改定		均等割額	31,200円を30,000円に改定		限度額	510,000円で前年度と同	所得割料率	100分の1.96を100分の2.23に改定	均等割額	8,700円を10,200円に改定	限度額	140,000円で前年度と同	所得割料率	100分の0.98を100分の1.38に改定	均等割額	13,200円を14,100円に改定	限度額	100,000円を120,000円に改定
医療分	所得割料率	100分の6.13を100分の6.28に改定																				
	均等割額	31,200円を30,000円に改定																				
	限度額	510,000円で前年度と同																				
所得割料率	100分の1.96を100分の2.23に改定																					
均等割額	8,700円を10,200円に改定																					
限度額	140,000円で前年度と同																					
所得割料率	100分の0.98を100分の1.38に改定																					
均等割額	13,200円を14,100円に改定																					
限度額	100,000円を120,000円に改定																					

	<p>2 保険料軽減の経過措置</p> <p>前年度の賦課方式変更に伴い、住民税非課税と「旧ただし書き所得」が課税標準額の 1.5 倍を超える場合を対象に、3 段階の区分で保険料を軽減する経過措置を前年度に引き継ぎ設ける</p>																								
24. 4	<p>法施行規則の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 高額療養費の現物給付制度について、従前からの入院に加え外来を対象とする。</p> <p>2 高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続</p> <p>平成 20 年 4 月に 70 歳から 74 歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担割合を平成 22 年度 1 割に凍結したが、さらに平成 25 年 3 月までの 1 年間継続</p> <p>3 医療費改定 医科 1.55% 歯科 1.7% 調剤 0.46% 引き上げ（4.1 改定） 薬価基準 1.38% 引き下げ（4.1 改定）</p>																								
25. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table> <tbody> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 6.28 を 100 分の 6.02 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>30,000 円を 30,600 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>510,000 円で前年度と同</td> </tr> </tbody> </table> <p>後期高齢者支援金分</p> <table> <tbody> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 2.23 を 100 分の 2.34 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>10,200 円を 10,800 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>140,000 円で前年度と同</td> </tr> </tbody> </table> <p>介護分</p> <table> <tbody> <tr> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 1.38 を 100 分の 1.64 に改定</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>14,100 円を 15,000 円に改定</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>120,000 円で前年度と同</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 住民税非課税者の保険料軽減措置</p> <p>平成 23 年度の賦課方式変更に伴う経過措置は終了とする。新たに「住民税非課税者」を対象に 25 年度、26 年度の 2 年間、減額措置を実施する。</p> <p>3 国保から後期高齢者医療制度に移行した方のいる世帯の保険料軽減特例措置</p> <p>移行して 5 年以内の方を対象としていたものを、移行した全ての方を対象とするよう改定する。</p> <p>高額療養費資金及び出産費資金貸付基金の見直し 介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金と統合し、かつ基金額を 1 千万円とした。介護貸付基金は廃止する。</p>	医療分	所得割料率	100 分の 6.28 を 100 分の 6.02 に改定		均等割額	30,000 円を 30,600 円に改定		限度額	510,000 円で前年度と同		所得割料率	100 分の 2.23 を 100 分の 2.34 に改定		均等割額	10,200 円を 10,800 円に改定		限度額	140,000 円で前年度と同	所得割料率	100 分の 1.38 を 100 分の 1.64 に改定	均等割額	14,100 円を 15,000 円に改定	限度額	120,000 円で前年度と同
医療分	所得割料率	100 分の 6.28 を 100 分の 6.02 に改定																							
	均等割額	30,000 円を 30,600 円に改定																							
	限度額	510,000 円で前年度と同																							
	所得割料率	100 分の 2.23 を 100 分の 2.34 に改定																							
	均等割額	10,200 円を 10,800 円に改定																							
	限度額	140,000 円で前年度と同																							
所得割料率	100 分の 1.38 を 100 分の 1.64 に改定																								
均等割額	14,100 円を 15,000 円に改定																								
限度額	120,000 円で前年度と同																								

25. 4	<p>高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続 平成 20 年 4 月に 70 歳から 74 歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担割合を平成 22 年度 1 割に凍結したが、さらに平成 26 年 3 月までの 1 年間継続</p> <p>10 ジェネリック差額通知実施（25.7 月調剤分）</p>																											
26. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 6.02 を 100 分の 6.30 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>30,600 円を 32,400 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>510,000 円で前年度と同</td> </tr> </table> <p>後期高齢者支援金分</p> <table> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 2.34 を 100 分の 2.17 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>10,800 円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>140,000 円を 160,000 円に改定</td> </tr> </table> <table> <tr> <td>介護分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 1.64 を 100 分の 1.56 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>15,000 円を 15,300 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>120,000 円を 140,000 円に改定</td> </tr> </table> <p>2 保険料均等割軽減の拡大 5 割軽減対象世帯の拡大と減額判定基準額の引き上げ、また、2 割減額判定基準額の引き上げを行う。</p> <p>3 住民税非課税者の保険料軽減措置 25 年度に引き続き 26 年度まで、「住民税非課税者」を対象に減額措置を実施する。</p> <p>4 高齢受給者証対象者の一部負担金割合の見直し 平成 26 年 4 月 1 日以降に 70 歳になる被保険者から、一部負担金の所得に応じた負担割合を 2 割または 3 割とする。ただし、それ以前に 70 歳になった被保険者で 2 割と判定された方は、1 割のまま継続される。</p> <p>医療費改定（4.1 改定） 医科 0.82% 歯科 0.99% 調剤 0.22% 引き上げ 薬価基準 0.63% 引き下げ（4.1 改定）</p>	医療分	所得割料率	100 分の 6.02 を 100 分の 6.30 に改定		均等割額	30,600 円を 32,400 円に改定		限度額	510,000 円で前年度と同		所得割料率	100 分の 2.34 を 100 分の 2.17 に改定		均等割額	10,800 円で前年度と同		限度額	140,000 円を 160,000 円に改定	介護分	所得割料率	100 分の 1.64 を 100 分の 1.56 に改定		均等割額	15,000 円を 15,300 円に改定		限度額	120,000 円を 140,000 円に改定
医療分	所得割料率	100 分の 6.02 を 100 分の 6.30 に改定																										
	均等割額	30,600 円を 32,400 円に改定																										
	限度額	510,000 円で前年度と同																										
	所得割料率	100 分の 2.34 を 100 分の 2.17 に改定																										
	均等割額	10,800 円で前年度と同																										
	限度額	140,000 円を 160,000 円に改定																										
介護分	所得割料率	100 分の 1.64 を 100 分の 1.56 に改定																										
	均等割額	15,000 円を 15,300 円に改定																										
	限度額	120,000 円を 140,000 円に改定																										

27. 1	<p>法施行令の一部改正（1.1 施行）</p> <p>① 70歳未満の高額療養費の自己負担限度額を改正</p> <table border="0"> <tr><td>旧ただし書き所得 901万円超</td><td></td></tr> <tr><td>252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 0.01</td><td></td></tr> <tr><td>旧ただし書き所得 600万円～901万円以下</td><td></td></tr> <tr><td>167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 0.01</td><td></td></tr> <tr><td>旧ただし書き所得 210万円～600万円以下</td><td></td></tr> <tr><td>80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 0.01</td><td></td></tr> <tr><td>旧ただし書き所得 210万円以下</td><td></td></tr> <tr><td>57,600円</td><td></td></tr> </table> <p>② 70歳未満の高額介護合算療養費の自己負担限度額を改正</p> <table border="0"> <tr><td>旧ただし書き所得 901万円超</td><td>2,120,000円</td></tr> <tr><td>旧ただし書き所得 600万円～901万円以下</td><td>1,410,000円</td></tr> <tr><td>旧ただし書き所得 210万円～600万円以下</td><td>670,000円</td></tr> <tr><td>旧ただし書き所得 210万円以下</td><td>600,000円</td></tr> </table>	旧ただし書き所得 901万円超		252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 0.01		旧ただし書き所得 600万円～901万円以下		167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 0.01		旧ただし書き所得 210万円～600万円以下		80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 0.01		旧ただし書き所得 210万円以下		57,600円		旧ただし書き所得 901万円超	2,120,000円	旧ただし書き所得 600万円～901万円以下	1,410,000円	旧ただし書き所得 210万円～600万円以下	670,000円	旧ただし書き所得 210万円以下	600,000円					
旧ただし書き所得 901万円超																														
252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 0.01																														
旧ただし書き所得 600万円～901万円以下																														
167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 0.01																														
旧ただし書き所得 210万円～600万円以下																														
80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 0.01																														
旧ただし書き所得 210万円以下																														
57,600円																														
旧ただし書き所得 901万円超	2,120,000円																													
旧ただし書き所得 600万円～901万円以下	1,410,000円																													
旧ただし書き所得 210万円～600万円以下	670,000円																													
旧ただし書き所得 210万円以下	600,000円																													
3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0"> <tr><td>医療分</td><td>所得割料率</td><td>100分の6.30を100分の6.45に改定</td></tr> <tr><td></td><td>均等割額</td><td>32,400円を33,900円に改定</td></tr> <tr><td></td><td>限度額</td><td>510,000円を520,000円に改定</td></tr> </table> <table border="0"> <tr><td>後期高齢者支援金分</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>所得割料率</td><td>100分の2.17を100分の1.98に改定</td></tr> <tr><td></td><td>均等割額</td><td>10,800円で前年度と同</td></tr> <tr><td></td><td>限度額</td><td>160,000円を170,000円に改定</td></tr> </table> <table border="0"> <tr><td>介護分</td><td>所得割料率</td><td>100分の1.56を100分の1.45に改定</td></tr> <tr><td></td><td>均等割額</td><td>15,300円を14,700円に改定</td></tr> <tr><td></td><td>限度額</td><td>140,000円を160,000円に改定</td></tr> </table> <p>2 保険料均等割軽減の拡大</p> <p>5割軽減対象世帯の拡大と減額判定基準額の引き上げ、また、2割減額判定基準額の引き上げを行う。</p> <p>3 財政運営の都道府県単位化の推進</p> <p>保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同安定化事業を恒久化する。</p>	医療分	所得割料率	100分の6.30を100分の6.45に改定		均等割額	32,400円を33,900円に改定		限度額	510,000円を520,000円に改定	後期高齢者支援金分			所得割料率	100分の2.17を100分の1.98に改定		均等割額	10,800円で前年度と同		限度額	160,000円を170,000円に改定	介護分	所得割料率	100分の1.56を100分の1.45に改定		均等割額	15,300円を14,700円に改定		限度額	140,000円を160,000円に改定
医療分	所得割料率	100分の6.30を100分の6.45に改定																												
	均等割額	32,400円を33,900円に改定																												
	限度額	510,000円を520,000円に改定																												
後期高齢者支援金分																														
	所得割料率	100分の2.17を100分の1.98に改定																												
	均等割額	10,800円で前年度と同																												
	限度額	160,000円を170,000円に改定																												
介護分	所得割料率	100分の1.56を100分の1.45に改定																												
	均等割額	15,300円を14,700円に改定																												
	限度額	140,000円を160,000円に改定																												

28. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0"> <tr><td>医療分</td><td>所得割料率</td><td>100 分の 6.45 を 100 分の 6.86 に改定</td></tr> <tr><td></td><td>均等割額</td><td>33,900 円を 35,400 円に改定</td></tr> <tr><td></td><td>限度額</td><td>520,000 円を 540,000 円に改定</td></tr> </table> <p>後期高齢者支援金分</p> <table border="0"> <tr><td></td><td>所得割料率</td><td>100 分の 1.98 を 100 分の 2.02 に改定</td></tr> <tr><td></td><td>均等割額</td><td>10,800 円で前年度と同</td></tr> <tr><td></td><td>限度額</td><td>170,000 円を 190,000 円に改定</td></tr> </table> <p>介護分</p> <table border="0"> <tr><td>所得割料率</td><td>100 分の 1.45 を 100 分の 1.41 に改定</td></tr> <tr><td>均等割額</td><td>14,700 円で前年度と同</td></tr> <tr><td>限度額</td><td>160,000 円で前年度と同</td></tr> </table> <p>2 保険料均等割軽減の拡大</p> <p>5 割軽減対象世帯及び 2 割減額対象世帯の減額判定基準額の引き上げを行う。</p> <p>3 保険料の減免の申請期限</p> <p>普通徴収の者は納期限前 7 日まで、特別徴収の者は特別徴収対象年金給付の直近の支払日 7 日前までを納期限とする。</p> <p>杉並区国民健康保険データヘルス計画(平成 27~29 年度)の策定</p>	医療分	所得割料率	100 分の 6.45 を 100 分の 6.86 に改定		均等割額	33,900 円を 35,400 円に改定		限度額	520,000 円を 540,000 円に改定		所得割料率	100 分の 1.98 を 100 分の 2.02 に改定		均等割額	10,800 円で前年度と同		限度額	170,000 円を 190,000 円に改定	所得割料率	100 分の 1.45 を 100 分の 1.41 に改定	均等割額	14,700 円で前年度と同	限度額	160,000 円で前年度と同
医療分	所得割料率	100 分の 6.45 を 100 分の 6.86 に改定																							
	均等割額	33,900 円を 35,400 円に改定																							
	限度額	520,000 円を 540,000 円に改定																							
	所得割料率	100 分の 1.98 を 100 分の 2.02 に改定																							
	均等割額	10,800 円で前年度と同																							
	限度額	170,000 円を 190,000 円に改定																							
所得割料率	100 分の 1.45 を 100 分の 1.41 に改定																								
均等割額	14,700 円で前年度と同																								
限度額	160,000 円で前年度と同																								
4	<p>法の一部改正（4.1 施行）</p> <p>入院時食事療養標準負担額の変更</p> <p>70 歳未満は 1 食 260 円を 360 円に引き上げ。住民税非課税世帯は、現行どおり。</p> <p>診療報酬改正（4.1 改正）</p> <p>医科 0.56%、歯科 0.61%、調剤 0.17%引き上げ</p> <p>薬価 1.22%引き下げ</p>																								
29. 1	<p>国保年金課業務の外部委託開始</p> <p>国保資格係、国保収納係、管理係の業務の一部</p>																								
3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0"> <tr><td>医療分</td><td>所得割料率</td><td>100 分の 6.86 を 100 分の 7.47 に改定</td></tr> <tr><td></td><td>均等割額</td><td>35,400 円を 38,400 円に改定</td></tr> <tr><td></td><td>限度額</td><td>540,000 円で前年度と同</td></tr> </table>	医療分	所得割料率	100 分の 6.86 を 100 分の 7.47 に改定		均等割額	35,400 円を 38,400 円に改定		限度額	540,000 円で前年度と同															
医療分	所得割料率	100 分の 6.86 を 100 分の 7.47 に改定																							
	均等割額	35,400 円を 38,400 円に改定																							
	限度額	540,000 円で前年度と同																							

	<p>後期高齢者支援金分</p> <table> <tbody> <tr><td>所得割料率</td><td>100 分の 2.02 を 100 分の 1.96 に改定</td></tr> <tr><td>均等割額</td><td>10,800 円を 11,100 円に改定</td></tr> <tr><td>限度額</td><td>190,000 円で前年度と同</td></tr> <tr><td>介護分</td><td>所得割料率 100 分の 1.41 を 100 分の 1.48 に改定</td></tr> <tr><td></td><td>均等割額 14,700 円を 15,600 円に改定</td></tr> <tr><td></td><td>限度額 160,000 円で前年度と同</td></tr> </tbody> </table> <p>2 保険料均等割軽減の拡大</p> <p>5 割軽減対象世帯及び 2 割減額対象世帯の減額判定基準額の引き上げを行う。</p>	所得割料率	100 分の 2.02 を 100 分の 1.96 に改定	均等割額	10,800 円を 11,100 円に改定	限度額	190,000 円で前年度と同	介護分	所得割料率 100 分の 1.41 を 100 分の 1.48 に改定		均等割額 14,700 円を 15,600 円に改定		限度額 160,000 円で前年度と同						
所得割料率	100 分の 2.02 を 100 分の 1.96 に改定																		
均等割額	10,800 円を 11,100 円に改定																		
限度額	190,000 円で前年度と同																		
介護分	所得割料率 100 分の 1.41 を 100 分の 1.48 に改定																		
	均等割額 14,700 円を 15,600 円に改定																		
	限度額 160,000 円で前年度と同																		
29. 8	<p>法施行令の一部改正（8.1 施行）</p> <p>高額療養費の自己負担限度額について、70 歳以上の課税世帯を段階的に引き上げる。</p>																		
30. 1	<p>国保年金課業務の外部委託を課全体として開始</p> <p>29. 1～ 国保資格係、国保収納係、管理係の業務の一部</p> <p>30. 1～ 国保給付係、高齢者医療係、国民年金係の業務の一部</p>																		
3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 「国民健康保険運営協議会」を「杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。</p> <p>2 保険料の賦課総額について、国民健康保険事業費納付金をもとに算定する規定に改める。</p> <p>3 保険料の改定</p> <table> <tbody> <tr><td>医療分</td><td>所得割料率 100 分の 7.47 を 100 分の 7.32 に改定</td></tr> <tr><td></td><td>均等割額 38,400 円を 39,000 円に改定</td></tr> <tr><td></td><td>限度額 540,000 円を 580,000 円に改定</td></tr> </tbody> </table> <p>後期高齢者支援金分</p> <table> <tbody> <tr><td>所得割料率</td><td>100 分の 1.96 を 100 分の 2.22 に改定</td></tr> <tr><td>均等割額</td><td>11,100 円を 12,000 円に改定</td></tr> <tr><td>限度額</td><td>190,000 円で前年度と同</td></tr> <tr><td>介護分</td><td>所得割料率 100 分の 1.48 を 100 分の 1.78 に改定</td></tr> <tr><td></td><td>均等割額 15,600 円で前年度と同</td></tr> <tr><td></td><td>限度額 160,000 円で前年度と同</td></tr> </tbody> </table> <p>4 保険料均等割軽減の拡大</p> <p>7 割軽減対象世帯、5 割軽減対象世帯及び 2 割減額対象世帯の減額判定基準額の引き上げを行う。</p>	医療分	所得割料率 100 分の 7.47 を 100 分の 7.32 に改定		均等割額 38,400 円を 39,000 円に改定		限度額 540,000 円を 580,000 円に改定	所得割料率	100 分の 1.96 を 100 分の 2.22 に改定	均等割額	11,100 円を 12,000 円に改定	限度額	190,000 円で前年度と同	介護分	所得割料率 100 分の 1.48 を 100 分の 1.78 に改定		均等割額 15,600 円で前年度と同		限度額 160,000 円で前年度と同
医療分	所得割料率 100 分の 7.47 を 100 分の 7.32 に改定																		
	均等割額 38,400 円を 39,000 円に改定																		
	限度額 540,000 円を 580,000 円に改定																		
所得割料率	100 分の 1.96 を 100 分の 2.22 に改定																		
均等割額	11,100 円を 12,000 円に改定																		
限度額	190,000 円で前年度と同																		
介護分	所得割料率 100 分の 1.48 を 100 分の 1.78 に改定																		
	均等割額 15,600 円で前年度と同																		
	限度額 160,000 円で前年度と同																		

30. 4	<p>国民健康保険制度改革（4.1 施行）</p> <p>財政運営の都道府県単位化等により財政基盤の安定化を推進</p>																		
31. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 7.32 を 100 分の 7.25 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>39,000 円を 39,900 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>580,000 円を 610,000 円に改定</td> </tr> </table> <p>後期高齢者支援金分</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">介護分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 1.78 で前年度と同</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>15,600 円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>160,000 円で前年度と同</td> </tr> </table> <p>2 保険料均等割軽減の拡大</p> <p>7割軽減対象世帯、5割軽減対象世帯及び2割減額対象世帯の減額判定基準額の引き上げを行う。</p>	医療分	所得割料率	100 分の 7.32 を 100 分の 7.25 に改定		均等割額	39,000 円を 39,900 円に改定		限度額	580,000 円を 610,000 円に改定	介護分	所得割料率	100 分の 1.78 で前年度と同		均等割額	15,600 円で前年度と同		限度額	160,000 円で前年度と同
医療分	所得割料率	100 分の 7.32 を 100 分の 7.25 に改定																	
	均等割額	39,000 円を 39,900 円に改定																	
	限度額	580,000 円を 610,000 円に改定																	
介護分	所得割料率	100 分の 1.78 で前年度と同																	
	均等割額	15,600 円で前年度と同																	
	限度額	160,000 円で前年度と同																	
令和 2. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 7.25 を 100 分の 7.14 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>39,900 円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>610,000 円を 630,000 円に改定</td> </tr> </table> <p>後期高齢者支援金分</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">介護分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 1.78 を 100 分の 2.09 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>15,600 円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>160,000 円を 170,000 円に改定</td> </tr> </table> <p>2 保険料均等割軽減の拡大</p> <p>7割軽減対象世帯、5割軽減対象世帯及び2割減額対象世帯の減額判定基準額の引き上げを行う。</p>	医療分	所得割料率	100 分の 7.25 を 100 分の 7.14 に改定		均等割額	39,900 円で前年度と同		限度額	610,000 円を 630,000 円に改定	介護分	所得割料率	100 分の 1.78 を 100 分の 2.09 に改定		均等割額	15,600 円で前年度と同		限度額	160,000 円を 170,000 円に改定
医療分	所得割料率	100 分の 7.25 を 100 分の 7.14 に改定																	
	均等割額	39,900 円で前年度と同																	
	限度額	610,000 円を 630,000 円に改定																	
介護分	所得割料率	100 分の 1.78 を 100 分の 2.09 に改定																	
	均等割額	15,600 円で前年度と同																	
	限度額	160,000 円を 170,000 円に改定																	

	<p>3 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を新設</p> <p>令和2年2月からの新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、給与等の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき、労務に就くことを予定していた日について傷病手当金を支給するため、条例施行規則の一部改正とあわせて4月1日に施行。</p>																								
令和 2. 6	<p>条例の一部改正（6.17 施行）</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症に係る令和元年度分及び令和2年度分の保険料の減免の特例について</p> <p>新型コロナウイルス感染症により、納付義務者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合等には、令和元年度分及び令和2年度分の一定の保険料を減免することができるようとするため。</p>																								
令和 3. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 7.14 を 100 分の 7.13 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>39,900 円を 38,800 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>630,000 円で前年度と同</td> </tr> </table> <p>後期高齢者支援金分</p> <table> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 2.29 を 100 分の 2.41 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>12,900 円を 13,200 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>190,000 円で前年度と同</td> </tr> </table> <p>介護分</p> <table> <tr> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 2.09 を 100 分の 2.20 に改定</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>15,600 円を 17,000 円に改定</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>170,000 円で前年度と同</td> </tr> </table> <p>2 保険料均等割軽減の拡大</p> <p>7割軽減対象世帯、5割軽減対象世帯及び2割減額対象世帯の減額判定基準額の引き下げ及び引き上げを行う。</p>	医療分	所得割料率	100 分の 7.14 を 100 分の 7.13 に改定		均等割額	39,900 円を 38,800 円に改定		限度額	630,000 円で前年度と同		所得割料率	100 分の 2.29 を 100 分の 2.41 に改定		均等割額	12,900 円を 13,200 円に改定		限度額	190,000 円で前年度と同	所得割料率	100 分の 2.09 を 100 分の 2.20 に改定	均等割額	15,600 円を 17,000 円に改定	限度額	170,000 円で前年度と同
医療分	所得割料率	100 分の 7.14 を 100 分の 7.13 に改定																							
	均等割額	39,900 円を 38,800 円に改定																							
	限度額	630,000 円で前年度と同																							
	所得割料率	100 分の 2.29 を 100 分の 2.41 に改定																							
	均等割額	12,900 円を 13,200 円に改定																							
	限度額	190,000 円で前年度と同																							
所得割料率	100 分の 2.09 を 100 分の 2.20 に改定																								
均等割額	15,600 円を 17,000 円に改定																								
限度額	170,000 円で前年度と同																								
令和 3. 5	<p>条例の一部改正（5.19 施行）</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症に係る令和3年度分保険料の減免の特例について</p> <p>新型コロナウイルス感染症により、納付義務者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合等には、令和3年度分の一定の保険料を減免することができるようとするため。</p>																								

令和 4. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0"> <tr><td>医療分</td><td>所得割料率</td><td>100 分の 7.13 を 100 分の 7.16 に改定</td></tr> <tr><td></td><td>均等割額</td><td>38,800 円を 42,100 円に改定</td></tr> <tr><td></td><td>限度額</td><td>630,000 円を 650,000 円に改定</td></tr> </table> <p>後期高齢者支援金分</p> <table border="0"> <tr><td></td><td>所得割料率</td><td>100 分の 2.41 を 100 分の 2.28 に改定</td></tr> <tr><td></td><td>均等割額</td><td>13,200 円で前年度と同</td></tr> <tr><td></td><td>限度額</td><td>190,000 円を 200,000 円に改定</td></tr> </table> <p>介護分</p> <table border="0"> <tr><td>所得割料率</td><td>100 分の 2.20 で前年度と同</td></tr> <tr><td>均等割額</td><td>17,000 円を 16,600 円に改定</td></tr> <tr><td>限度額</td><td>170,000 円で前年度と同</td></tr> </table> <p>2 未就学児の被保険者均等割額の軽減（追加）</p> <p>世帯に未就学児である被保険者がある場合に、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額のうち、未就学児である被保険者につき算定した被保険者均等割額を減額することに伴う規定の追加。</p> <p>3 結核医療給付金の支給対象者に係る規定の改定</p> <p>民法が改正され、成年年齢が 20 歳から 18 歳に改められたことに伴い、結核医療給付金の支給対象者に係る規定を改めた。</p>	医療分	所得割料率	100 分の 7.13 を 100 分の 7.16 に改定		均等割額	38,800 円を 42,100 円に改定		限度額	630,000 円を 650,000 円に改定		所得割料率	100 分の 2.41 を 100 分の 2.28 に改定		均等割額	13,200 円で前年度と同		限度額	190,000 円を 200,000 円に改定	所得割料率	100 分の 2.20 で前年度と同	均等割額	17,000 円を 16,600 円に改定	限度額	170,000 円で前年度と同
医療分	所得割料率	100 分の 7.13 を 100 分の 7.16 に改定																							
	均等割額	38,800 円を 42,100 円に改定																							
	限度額	630,000 円を 650,000 円に改定																							
	所得割料率	100 分の 2.41 を 100 分の 2.28 に改定																							
	均等割額	13,200 円で前年度と同																							
	限度額	190,000 円を 200,000 円に改定																							
所得割料率	100 分の 2.20 で前年度と同																								
均等割額	17,000 円を 16,600 円に改定																								
限度額	170,000 円で前年度と同																								
令和 4. 4	<p>条例の一部改正（4.21 施行）</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症に係る令和 4 年度分保険料の減免の特例について</p> <p>新型コロナウイルス感染症により、納付義務者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合等には、令和 4 年度分の一定の保険料を減免することができるようとするため。</p>																								
令和 5. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0"> <tr><td>医療分</td><td>所得割料率</td><td>100 分の 7.16 を 100 分の 7.17 に改定</td></tr> <tr><td></td><td>均等割額</td><td>42,100 円を 45,000 円に改定</td></tr> <tr><td></td><td>限度額</td><td>650,000 円で前年度と同</td></tr> </table> <p>後期高齢者支援金分</p> <table border="0"> <tr><td></td><td>所得割料率</td><td>100 分の 2.28 を 100 分の 2.42 に改定</td></tr> <tr><td></td><td>均等割額</td><td>13,200 円を 15,100 円に改定</td></tr> <tr><td></td><td>限度額</td><td>200,000 円を 220,000 円に改定</td></tr> </table>	医療分	所得割料率	100 分の 7.16 を 100 分の 7.17 に改定		均等割額	42,100 円を 45,000 円に改定		限度額	650,000 円で前年度と同		所得割料率	100 分の 2.28 を 100 分の 2.42 に改定		均等割額	13,200 円を 15,100 円に改定		限度額	200,000 円を 220,000 円に改定						
医療分	所得割料率	100 分の 7.16 を 100 分の 7.17 に改定																							
	均等割額	42,100 円を 45,000 円に改定																							
	限度額	650,000 円で前年度と同																							
	所得割料率	100 分の 2.28 を 100 分の 2.42 に改定																							
	均等割額	13,200 円を 15,100 円に改定																							
	限度額	200,000 円を 220,000 円に改定																							

	<p>介護分　所得割料率 100 分の 2.20 で前年度と同 均等割額 16,600 円を 16,200 円に改定 限度額 170,000 円で前年度と同</p> <p>2　出産育児一時金 出産育児一時金を 420,000 円から 500,000 円に改定</p>
令和 6. 1	<p>条例の一部改正 (1.1 施行)</p> <p>1　出産予定又は出産した国民健康保険被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険料の軽減（追加） 出産時における保険料負担の軽減を図るため、産前産後期間の保険料軽減を行うことに伴う規定の追加。</p>
令和 6. 3	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>1　保険料の改定</p> <p>医療分　所得割料率 100 分の 7.17 を 100 分の 8.69 に改定 均等割額 45,000 円を 49,100 円に改定 限度額 650,000 円で前年度と同</p> <p>後期高齢者支援金分 所得割料率 100 分の 2.42 を 100 分の 2.80 に改定 均等割額 15,100 円を 16,500 円に改定 限度額 220,000 円を 240,000 円に改定</p> <p>介護分　所得割料率 100 分の 2.20 で前年度と同 均等割額 16,200 円を 16,500 円に改定 限度額 170,000 円で前年度と同</p>
令和 6. 10	<p>条例の一部改正</p> <p>1　個人番号カードと国民健康保険の被保険者証を一体化し、被保険者証が廃止されることに伴い関連する事項を改めた。(12.2 施行)</p> <p>2　急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付について、区長がやむを得ないと認めるときは、徴収猶予をすることができる期間を「6 月以内」から「1 年以内」に改めた。(10.16 施行)</p>
令和 7. 3	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>1　保険料の改定</p> <p>医療分　所得割料率 100 分の 8.69 を 100 分の 7.71 に改定 均等割額 49,100 円を 47,300 円に改定</p>

	限度額	650,000 円を 660,000 円に改定
	後期高齢者支援金分	
	所得割料率	100 分の 2.80 を 100 分の 2.69 に改定
	均等割額	16,500 円を 16,800 円に改定
	限度額	240,000 円を 260,000 円に改定
	介護分	所得割料率 100 分の 2.20 を 100 分の 2.25 に改定
	均等割額	16,500 円を 16,600 円に改定
	限度額	170,000 円で前年度と同



參考資料

# 令和6年度事業年報



## 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）A表

(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5
事業開始年月日	昭和30年4月1日

## ○一般状況

その他保険給付	出産育児	葬祭	傷病手当	出産手当	その他
	500,000円	70,000円	999,999,999,999円	0円	999,999,999,999円

		本年度末現在	(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者
世帯数		83,540				
被保険者数	総数	105,856	1,852	28,917	13,267	2,971
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	105,856	1,852	28,917	13,267	2,971

		年度平均	(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者
世帯数		84,093				
被保険者数	総数	107,289	1,818	29,959	14,074	3,005
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	107,289	1,818	29,959	14,074	3,005

		本年度末現在	年度平均	標準負担額の減額状況		年度平均
介護保険第2号被保険者数		39,266	39,869			1,100
介護保険第2号世帯数		35,212	35,650			
		本年度末現在		本年度中		
特定世帯数		0	0			104
特定継続世帯数		0	0			

被保険者増減内訳	本年度中増	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者離脱	その他	計
			(再掲) 他県からの転入					
		13,744	8,461	16,453	140	249	2	854
	本年度中減	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者加入	その他	計
		10,263	5,206	15,514	400	545	4,513	2,076

本年度末現在	専任	兼任	計	一部負担割合	法定割合	その他
	事務職員数	42	1		1	0

備考		作成者 氏名
----	--	-----------

様式 14 (市町村) 国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (市町村)

## ○経理状況

## 1. 収支状況及び資産・負債等の状況

## [1] 収入状況及び支出状況

(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 5

収入			支出			
科目		収入額	(再掲)後期高齢者支援金等分	(再掲)介護分	支出し額	
保険料△税▼	一般被保険者分	医療給付費分	円 11,226,624,042	円 3,750,376,036	円 1,354,259,871	
		後期高齢者支援金分	3,750,376,036			
		介護納付金分	1,354,259,871			
		一般被保険者等分計	16,331,259,949	3,750,376,036	1,354,259,871	
		医療給付費分	0			
	退職被保険者分	後期高齢者支援金分	0	0		
		介護納付金分	0		0	
		退職被保険者等分計	0	0	0	
		計	16,331,259,949	3,750,376,036	1,354,259,871	
		国庫支出金	31,338,000			
都道府県支出金	保険給付費等交付金(普通交付金)					
	△特別交付金等	保険者努力支援分	30,610,854,540			
		特別調整交付金分	128,478,000			
		都道府県線入金(2号分)	116,392,000			
		特定健康診査等負担金	111,988,000			
	△特別交付金等	保険給付費等交付金(特別交付金)計	112,981,000			
		保険給付費等交付金(特別交付金)計	469,839,000			
		財政安定化基金交付金	0			
		その他	0			
		計	31,080,693,540			
一般会計繰入金	連合会支出金			0		
	事業費	保険基盤安定(保険料(税)軽減分)	1,898,661,510	438,530,400	155,170,950	
		保険基盤安定(保険者支援分)	1,209,754,608	280,084,903	92,428,330	
		未就学児均等割保険料(税)	45,068,776	11,335,855		
		職員給与費等	1,083,108,616			
	事業費	産前産後保険料(税)	13,536,400	3,270,206		
		出産育児一時金等	87,511,691			
		財政安定化支援事業	0			
		その他	1,065,979,693			
		計	5,403,621,294	733,221,364	247,599,280	
直診勘定繰入金			0			
その他の収入			103,755,053			
保健事業費	事業費	小計(単年度収入)A	52,950,667,836	4,483,597,400	1,601,859,151	
		総務費	1,083,108,616			
		療養給付費	26,054,043,493			
		療養費	364,098,608			
		小計	26,418,142,101			
	事業費	高額療養費	3,682,136,667			
		高額介護合算療養費	7,982,753			
		移送費	0			
		出産育児諸費	131,267,537			
		葬祭諸費	30,310,000			
事業費	事業費	育児諸費	0			
		その他	52,047,148			
		一般被保険者分計	30,321,886,206			
		療養給付費	0			
		療養費	0			
	事業費	小計	0			
		高額療養費	0			
		高額介護合算療養費	0			
		移送費	0			
		退職被保険者等分計	0			
事業費	事業費	審査支払手数料	80,769,453			
		計	30,402,655,659			
		医療給付費分	14,004,517,398			
		退職被保険者等分	0			
		医療給付費分計	14,004,517,398			
	事業費	一般被保険者分	4,698,206,340	4,698,206,340		
		退職被保険者等分	0	0		
		後期高齢者支援金等分計	4,698,206,340	4,698,206,340		
		介護納付金分	1,714,166,152		1,714,166,152	
		計	20,416,889,890	4,698,206,340	1,714,166,152	
財政安定化基金拠出金			0			
事業費	事業費	保健事業費	29,322,989			
		特定健康診査等事業費	412,475,855			
		健康管理センター事業費	0			
		計	441,798,844			
		保険給付費等交付金償還金	418,903,958			
直診勘定繰出金			0			
その他の支出			124,317,904	0	0	
小計(単年度支出)B			52,887,674,871	4,698,206,340	1,714,166,152	

基 金 緑 入 金 C	0		基 金 積 立 金 F	0
緑 越 金 D	842,222,457		前 年 度 緑 上 充 用 金 G	0
市 町 村 債 E	0		公 債 費 H	0
うち財政安定化基金貸付金	0		うち財政安定化基金償還金	0
収 入 合 計 (A+C+D+E)	53,792,890,293		支 出 合 計 (B+F+G+H)	52,887,674,871
			収支差引残(収入合計-支出合計)	905,215,422
			うち次年度への繰越し金 I	905,215,422
			うち基金積立金 J	0

## [2] 基金保有額及び市町村債の状況

基金保有額（前年度末）	K	0
基 金 繰 入 金	C	0
基 金 積 立 金	F	0
収支差引残のうち基金積立金	J	0
そ の 他 増 加 額	L	0
そ の 他 減 少 額	M	0
基 金 保 有 額	(K-C+F+J-L-M)	0

市町村債残高	0
うち財政安定化基金貸付金残高	0

[3] 資産・負債等の状況（年度末現在）

資産		負債及び純資産	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
基金保有額 a	0	繰上充用金(当年度赤字額) e	0
次年度への繰越金 b	905,215,422	市町村債残高 f	0
貸付金等 c	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
その他の資産 d	0	その他の負債 g	0
資産合計 (a+b+c+d)	905,215,422	負債合計 (e+f+g)	0
		純資産(資産合計 - 負債合計)	905,215,422

備考 | 作成者  
氏名

様式 14 (市町村) (つづき)

国民健康保険事業状況報告書(事業年報) B表(1) (続) (市町村)

(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 5

○経理状況

2. 保険料(税) 収納状況(一般被保険者分)

(円)

保 險 料 (税)	現年分	調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
		滞納繰越分	計	15,454,357,240	45,757,251	8,089,179	1,900,142,948
	計	2,451,522,544	828,572,645	2,572,813	681,885,005	941,064,894	55,691,616
	計	19,814,111,911	16,282,929,885	48,330,064	689,974,184	2,841,207,842	116,328,034

3. 保険給付費等支払状況

(円)

△ 一 般 被 保 険 給 付 者 分 費 ▽	療養給付費	計	支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
		現年度分(再掲)	25,973,503,895	26,054,043,493	72,704,898	7,834,700	0
	療養費	計	363,487,626	364,098,608	560,073	50,909	0
		現年度分(再掲)	363,487,626	364,098,608	560,073	50,909	0
	高額療養費	高額療養費	3,675,925,292	3,682,136,667	4,308,088	1,903,287	0
		高額介護合算療養費	7,982,753	7,982,753	0	0	0
	移送費	移送費	0	0	0	0	0
		その他の保険給付費	213,614,157	213,624,685	517,929	20,082	527,483

4. 市町村標準保険料(税)率

医療給付費分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
8.65	0.00	52,142	0

後期高齢者支援金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
3.01	0.00	17,684	0

介護納付金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.43	0.00	17,614	0

5. 備考

収納率			備考
現年分	滞納繰越分	計	
89.32%	34.58%	82.66%	
備考			作成者 氏名

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（2）  
(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

## 4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [ ]
----------------	-------------	------------------

保険料 の別 保険税	(1) 料	(2) 税	保険料（税） 賦課方式	(1) 4方式	(2) 3方式	(3) 2方式	(4) その他	保険料（税） 徴収回数	回 10
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 (低所得者分)	保険料（税） 軽減額 (未就学児分)	保険料（税） 軽減額 (産前産後分)	災害等に よる減免額	その他の 減免額	賦課限度額 を超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 18,137,219	千円 1,304,960	千円 32,575	千円 2,100	千円 333	千円 4,398	千円 4,540,240	1増・②減	千円 311,585	千円 11,941,028
保険料（税）算定額内訳					料 ( 税 ) 率				
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 12,782,422	千円 0	千円 5,354,797	千円 0	% 8.69	% 0.00	円 49,100		円 0	
70.48 %	0.00 %	29.52 %	0.00 %						
課税対象額	課税対象 世帯数	保険料（税） 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料（税） 軽減世帯数 (未就学児分)	保険料（税） 軽減世帯数 (産前産後分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額
千円 147,093,467		千円 0	84,957	37,428	1,462	56	5	176	3,534
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)	② 課税総所得金額 (各種控除)	③ 市町村民税の所得割額	④ 市町村民税額等	⑤ その他				
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等	② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額	③ その他						

備 考	作成者
	氏名

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（3）  
(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

## 5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [ ]
----------------	-------------	------------------

保険料 の別 保険税	(1) 料	(2) 税	保険料（税）賦課方式		(1) 4方式	(2) 3方式	(3) 2方式	(4) その他	保険料（税） 徴収回数		回 10
			保険料(税) 算定額 (低所得者分)	保険料(税) 軽減額 (未就学児分)	保険料(税) 軽減額 (産前産後分)	災害等による減免額	その他の減免額	賦課限度額を超える額	符号	増減額	
千円 5,918,091	千円 438,530	千円 10,947	千円 686	千円 109	千円 1,461	千円 1,370,492	1増・②減	千円 103,293	千円 3,992,573		
保険料（税）算定額内訳						料 (税) 率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割				
千円 4,118,617	千円 0	千円 1,799,474	千円 0	%	%	円 16,500	円 0	%	%	円 16,500	円 0
69.59 %	0.00 %	30.41 %	0.00 %								
課税対象額	課税対象 世帯数	保険料(税) 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料(税) 軽減世帯数 (未就学児分)	保険料(税) 軽減世帯数 (産前産後分)	災害等による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額		
千円 147,093,467	千円 0	84,957	37,428	1,462	56	5	176	2,843	109,059	千円 240	
所得割の 算定基礎	(1) 課税総所得金額 (基礎控除)		(2) 課税総所得金額 (各種控除)		(3) 市町村民税の所得割額			(4) 市町村民税額等		(5) その他	
資産割の 算定基礎	(1) 固定資産税額等			(2) 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額					(3) その他		

備考		作成者	
		氏名	

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（4）  
(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

## 6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [ ]
----------------	-------------	------------------

保険料 の別 保険税	(1) 料	(2) 税	保険料（税） 賦課方式	(1) 4方式	(2) 3方式	(3) 2方式	(4) その他	保険料（税） 徴収回数	回 10
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 (低所得者分)	保険料（税） 軽減額 (未就学児分)	保険料（税） 軽減額 (産前産後分)	災害等に による減免額	その他の 減免額	賦課限度額 を超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 2,110,811	千円 155,171	千円 0	千円 45	千円 0	千円 220	千円 504,398	1増・②減	千円 21,989	千円 1,428,988
保険料（税）算定額内訳					料 ( 税 ) 率				
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 1,443,171	千円 0	千円 667,640	千円 0	% 2.20	% 0.00	円 16,500		円 0	
68.37 %	0.00 %	31.63 %	0.00 %						
課税対象額	課税対象 世帯数	保険料（税） 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料（税） 軽減世帯数 (未就学児分)	保険料（税） 軽減世帯数 (産前産後分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額
千円 65,598,660	千円 0	36,096	14,647	0	6	0	24	1,653	40,463
千円 170									
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)	② 課税総所得金額 (各種控除)	③ 市町村民税の所得割額	④ 市町村民税額等	⑤ その他				
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等	② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額	③ その他						

備 考	作成者 氏名
--------	-----------

## 様式 15

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（1）  
(令和6年度)

## ○ 保険給付状況

## 1. 医療給付の状況

## (1) 全体

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養費等	療養の給付等 件 1,745,356	円 35,859,999,158	円 25,973,452,695	円 8,708,436,931	円 1,178,109,532
	食事療養・生活療養(再掲) 件 16,025	円 420,175,314	円 212,010,125	円 205,527,264	円 2,637,925
	食事療養・生活療養 件 21	円 51,200	円 -51,200	円 0	円 0
	診療費 件 3,190	円 64,749,847	円 46,979,986	円 17,769,861	円 0
	補装具 件 987	円 43,378,030	円 31,704,520	円 11,673,510	円 0
	柔道整復師 件 43,143	円 296,322,280	円 212,674,533	円 83,647,747	円 0
	アンマ・マッサージ 件 1,687	円 62,878,955	円 46,414,837	円 16,464,118	円 0
	ハリ・キュウ 件 2,980	円 35,368,568	円 25,698,672	円 9,669,896	円 0
	その他 件 1	円 21,540	円 15,078	円 6,462	円 0
	小計 件 51,988	円 502,719,220	円 363,487,626	円 139,231,594	円 0
	海外療養費(再掲) 件 96	円 4,560,834	円 3,306,289	円 1,254,545	円 0
	移送費 件 0	円 0	円 0	円 0	円 0
計		円 1,797,365	円 36,362,718,378	円 26,336,991,521	円 8,847,617,325
					円 1,178,109,532

## (2) 前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養費等	療養の給付等 件 780,710	円 17,895,866,612	円 13,390,136,455	円 4,274,996,465	円 230,733,692
	食事療養・生活療養(再掲) 件 8,306	円 198,841,003	円 93,262,596	円 105,316,307	円 262,100
	食事療養・生活療養 件 5	円 9,150	円 -9,150	円 0	円 0
	療養費 件 18,445	円 195,285,195	円 147,309,337	円 47,975,858	円 0
	海外療養費(再掲) 件 9	円 422,738	円 331,251	円 91,487	円 0
	移送費 件 0	円 0	円 0	円 0	円 0
	計 件 799,160	円 18,091,151,807	円 13,537,454,942	円 4,322,963,173	円 230,733,692

## (3) 70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養費等	療養の給付等 件 385,579	円 9,194,459,935	円 7,321,858,114	円 1,802,660,725	円 69,941,096
	食事療養・生活療養(再掲) 件 4,331	円 103,829,346	円 49,460,487	円 54,322,059	円 46,800
	食事療養・生活療養 件 2	円 1,950	円 -1,950	円 0	円 0
	療養費 件 8,949	円 104,229,354	円 83,572,908	円 20,656,446	円 0
	海外療養費(再掲) 件 5	円 353,356	円 282,684	円 70,672	円 0
	移送費 件 0	円 0	円 0	円 0	円 0
	計 件 394,530	円 9,298,689,289	円 7,405,432,972	円 1,823,315,221	円 69,941,096

## (4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養費等	療養の給付等 件 85,960	円 1,845,310,371	円 1,285,356,475	円 538,713,937	円 21,239,959
	食事療養・生活療養(再掲) 件 840	円 15,806,061	円 4,703,681	円 11,102,380	円 0
	食事療養・生活療養 件 0	円 0	円 0	円 0	円 0
	療養費 件 1,961	円 18,181,303	円 12,726,409	円 5,454,894	円 0
	海外療養費(再掲) 件 0	円 0	円 0	円 0	円 0
	移送費 件 0	円 0	円 0	円 0	円 0
	計 件 87,921	円 1,863,491,674	円 1,298,082,884	円 544,168,831	円 21,239,959

## (5) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養費等	療養の給付等 件 33,579	円 448,637,852	円 357,387,136	円 22,118,719	円 69,131,997
	食事療養(再掲) 件 278	円 2,991,172	円 869,792	円 1,699,845	円 421,535
	食事療養 件 0	円 0	円 0	円 0	円 0
	療養費 件 160	円 3,125,714	円 2,482,868	円 642,846	円 0
	海外療養費(再掲) 件 6	円 107,558	円 86,045	円 21,513	円 0
	移送費 件 0	円 0	円 0	円 0	円 0
	計 件 33,739	円 451,763,566	円 359,870,004	円 22,761,565	円 69,131,997

備考		作成者 氏名
----	--	-----------

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（2）  
(令和6年度)

都道府県名	東京都					
保険者名	杉並区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	1	5

## 2. 高額療養費の状況

		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 (再掲)	
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分				
総数	件数	3,147	23,099	4,422	6,313	9,397	10,138	4,262	60,778	30,208
	高額療養費(円)	109,035,033	239,949,013	489,695,655	455,390,378	1,564,846,202	384,356,312	432,652,699	3,675,925,292	3,252,050,230
(再掲) 前期 高齢者分	件数	1,792	20,780	1,810	3,064	5,461	7,655	2,000	42,562	
	高額療養費(円)	52,524,508	174,991,363	217,433,108	201,520,296	876,015,474	257,685,285	139,934,004	1,920,104,038	
(再掲) 70歳以上 一般分	件数	686	19,364	307	1,287	3,189	6,875	1,411	33,119	
	高額療養費(円)	9,400,535	129,793,911	21,254,272	76,198,339	414,198,928	202,266,066	80,197,858	933,309,909	
(再掲) 70歳以上現役 並み所得者分	件数	369	534	160	128	411	77	104	1,783	
	高額療養費(円)	14,663,828	15,196,032	27,303,042	12,319,671	83,974,187	5,464,894	6,825,449	165,747,103	
(再掲) 未就学児分	件数	0	31	0	0	59	100	28	218	
	高額療養費(円)	0	923,529	0	0	3,954,350	927,036	10,737,315	16,542,230	
長期高額特定疾病該当者数							294 人			

## 3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	238
給付額(円)	7,982,753

## 4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件数(件)	262	433	0	0	44,121	44,816
給付額(円)	130,840,000	30,310,000	0	0	52,009,137	213,159,137

備考		作成者 氏名
----	--	-----------

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（3）  
(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1   3   -   0   1   5

## 5. 療養の給付等内訳

## (1) 全体

診療費	件 数	日 数	費用額
	入院 16,833 件	236,863 日	11,141,668,695 円
	入院外 865,601	1,266,969	13,892,046,006
	歯科 232,778	362,083	2,975,588,938
	小計 1,115,212	1,865,915	28,009,303,639
	調剤 619,460	( 718,093 枚)	6,573,991,413
	食事療養・生活療養 ( 16,025 )	( 615,424 回)	420,175,314
	訪問看護 10,684	77,810	856,528,792
	合計 1,745,356	1,943,725	35,859,999,158

## (2) 前期高齢者分再掲

診療費	件 数	日 数	費用額
	入院 8,640 件	113,771 日	6,197,405,903 円
	入院外 392,358	605,281	6,920,288,755
	歯科 98,362	153,237	1,216,853,670
	小計 499,360	872,289	14,334,548,328
	調剤 278,545	( 321,981 枚)	3,074,445,621
	食事療養・生活療養 ( 8,306 )	( 288,858 回)	198,841,003
	訪問看護 2,805	24,291	288,031,660
	合計 780,710	896,580	17,895,866,612

## (3) 70歳以上一般分再掲

診療費	件 数	日 数	費用額
	入院 4,500 件	59,273 日	3,254,836,113 円
	入院外 194,035	305,913	3,555,535,615
	歯科 47,163	73,497	588,531,670
	小計 245,698	438,683	7,398,903,398
	調剤 138,479	( 161,431 枚)	1,542,398,021
	食事療養・生活療養 ( 4,331 )	( 150,802 回)	103,829,346
	訪問看護 1,402	12,352	149,329,170
	合計 385,579	451,035	9,194,459,935

## (4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

診療費	件 数	日 数	費用額
	入院 870 件	9,489 日	635,421,220 円
	入院外 43,734	64,430	709,791,500
	歯科 10,924	16,745	135,651,080
	小計 55,528	90,664	1,480,863,800
	調剤 30,310	( 34,776 枚)	327,608,260
	食事療養・生活療養 ( 840 )	( 22,819 回)	15,806,061
	訪問看護 122	1,383	21,032,250
	合計 85,960	92,047	1,845,310,371

## (5) 未就学児分再掲

診療費	件 数	日 数	費用額
	入院 343 件	2,331 日	186,122,370 円
	入院外 17,157	24,379	149,983,950
	歯科 2,318	2,667	24,265,600
	小計 19,818	29,377	360,371,920
	調剤 13,631	( 17,371 枚)	75,877,310
	食事療養 ( 278 )	( 4,525 回)	2,991,172
	訪問看護 130	604	9,397,450
	合計 33,579	29,981	448,637,852

備考	作成者 氏名
----	-----------

## 様式 17(市町村)

## 国民健康保険退職者医療事業状況報告書(退職者医療事業年報) E表(1)(市町村)

## 退職者医療にかかる一般状況・経理状況

(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

## ○一般状況

		本年度末現在	(再掲)未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

		年度平均	(再掲)未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

## ○経理状況

## 1. 収入状況及び支出状況

収入		支出				
科目	収入額(円)	科目	支出額(円)			
保険料(税)	医療給付費分	0	医療給付費	療養給付費	0	
保険給付費等交付金(普通交付金)		0		療養費	0	
その他の収入		0		小計	0	
合	計	0		高額療養費	0	
				高額介護合算療養費	0	
				移送費	0	
				計	0	
国民健康保険事業費納付金(医療給付費分)					0	
その他の支出					0	
前年度繰上充用金					0	
合計					0	

## 2. 保険料(税) 収納状況

	調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
現年分	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

## 3. 医療給付支払状況

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
療養給付費	計	0	0	0	0	0
	現年度分(再掲)	0	0	0	0	0
療養費	計	0	0	0	0	0
	現年度分(再掲)	0	0	0	0	0
高額療養費		0	0	0	0	0
高額介護合算療養費		0	0	0	0	0
移送費		0	0	0	0	0

## 4. 備考

収納率	現年分	滞納繰越分	計	作成者 氏名
	0.00%	0.00%	0.00%	
備考				

## 様式 17-2

## 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（2）

(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

## 4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [ ]
----------------	-------------	------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 (低所得者分)	保険料（税） 軽減額 (未就学児分)	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	1 増・2 減	千円 0	千円 0
保険料（税）算定額内訳								
所得割	資産割	均等割	平等割					
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0					
0.00 %	0.00 %	0.00 %	0.00 %					
課税対象額	課税対象	保険料（税） 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料（税） 軽減世帯数 (未就学児分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象	
所得割	資産割	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	被保険者数	
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0	0

備考		作成者	
		氏名	

## 様式 17-3

## 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（3）

(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

## 5. 保険料(税)(後期高齢者支援金分)賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [ ]
----------------	-------------	------------------

保険料(税) 算定額	保険料(税) 軽減額 (低所得者分)	保険料(税) 軽減額 (未就学児分)	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料(税) 調定額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	1 増・2 減	千円 0	千円 0
保険料(税) 算定額内訳								
所得割	資産割	均等割	平等割					
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0					
0.00 %	0.00 %	0.00 %	0.00 %					
課税対象額	課税対象	保険料(税) 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料(税) 軽減世帯数 (未就学児分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象	
所得割	資産割	世帯数					被保険者数	
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0	0

備考	作成者 氏名
----	-----------

## 様式 18

## 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（1）

## 退職者医療にかかる医療給付状況

(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

## ○ 保険給付状況

## 1. 医療給付の状況

## (1) 全体

	件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養費等	療養の給付等	件 0	円 0	円 0	円 0
	食事療養（再掲）	0	0	0	0
	食事療養	0	0	0	0
	診療費	0	0	0	0
	補装具	0	0	0	0
	柔道整復師	0	0	0	0
	アンマ・マッサージ	0	0	0	0
	ハリ・キュウ	0	0	0	0
	その他の	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0
	海外療養費（再掲）	0	0	0	0
	移送費	0	0	0	0
	計	0	0	0	0

## (2) 未就学児分再掲

	件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養費等	療養の給付等	件 0	円 0	円 0	円 0
	食事療養（再掲）	0	0	0	0
	食事療養	0	0	0	0
	療養費	0	0	0	0
	海外療養費（再掲）	0	0	0	0
	移送費	0	0	0	0
	計	0	0	0	0

## 2. 高額療養費の状況

		合 算 分		单 独 分			他法併用分	合 計	現物給付分 (再掲)
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分			
総 数	件 数	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0
(再掲) 未就学児分	件 数	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0
長期高額特定疾病該当者数							0 人		

## 3. 高額介護合算療養費の状況

件 数(件)	0
給付額(円)	0

備考		作成者 氏名
----	--	-----------

## 退職者医療にかかる医療給付状況

(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

## 4. 療養の給付等内訳

## (1) 全体

診療費		退職被保険者分			被扶養者分		
		件数	日数	費用額	件数	日数	費用額
	入院	件0	日0	円0	件0	日0	円0
	入院外	0	0	0	0	0	0
	歯科	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
	調剤	0	(0枚)	0	0	(0枚)	0
	食事療養	(0)	(0回)	0	(0)	(0回)	0
	訪問看護	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0

## (2) 未就学児分再掲

診療費		被扶養者分		
		件数	日数	費用額
	入院	件0	日0	円0
	入院外	0	0	0
	歯科	0	0	0
	小計	0	0	0
	調剤	0	(0枚)	0
	食事療養	(0)	(0回)	0
	訪問看護	0	0	0
	合計	0	0	0

備考		作成者 氏名	
----	--	-----------	--

## すぎなみの国保

令和7年度版

令和7年11月発行

登録印刷物番号

07-0057

編集・発行 杉並区保健福祉部国保年金課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

電話（03）3312-2111（代表）

☆杉並区のホームページでご覧になれます。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp>

